

二十世紀初頭における府県社以下神職（一）

志賀 桜子

―任用をめぐる議論と神社経営の実況から―

はじめに

一、関心の所在

地方の田園風景を車窓から眺めていると、ふいにこんもりと木の茂る一帯を目にすることがある。神社である。全国に遍く点在する神社は、かつて、大規模な廃合淘汰の波に襲われたことがあった。それは広く神社整理が行われた明治末期のことである。なぜ人々の信仰を集めていたであろう神社が統廃合されねばならなかったのか。各地で半ば強制的に行われた統廃合は如何なる手続きを経て断行され、それは同時代的に如何なる影響を及ぼしたのか。このような疑問に端を發して神社に興味を抱くようになった筆者は、次第に内務省や地方長官による神社行政を知ることとなった。本論文の主題である神職に関して述べる前に、まずは当時の神社について概観し、神職がおかれていた

状況を把握しておこう。

明治三十三年に内務省社寺局が神社局と宗教局に分裂し、神祇官衛の独立という神社関係者の宿願が果たされると、次の目標である「官幣社経費の国庫支弁」と「府県社以下神社への神饌幣帛料供進」の実現が強く求められるようになった。前者は、明治三十九年四月の法律第二四号によって、全国一六三社の官国幣社に対する計二二万円の国庫補助が認められたこと、後者は、同月の勅令第九六号により、一部神社に対する地方公共団体からの神饌幣帛料供進が許されたことで、ひとまずの決着がついた。これは神社が公的な側面を有しているとお墨付きを手にした瞬間であったと同時に、神社が行政の管轄下に置かれる端緒ともなった。実際、明治三十九年以降、政府は「形無し（1）の御宮」と呼ばれ荒廃するにまかせていた神社・祠を敬神思想への脅威として問題視し、それらを統廃合したうえで跡地を合併先神社の財産に編入させた。このような敬神観念向上と神社経営の健全化を目的として始められた神社整理は、日露戦後の地方改良運動の一翼として

組み込まれることによって一層徹底されていく。つまりこの時期は、神社が「氏子に専有された完全に私的なもの」から「公共性を有するもの」へとその性格を変容させていく転換期だったのである。

ところで、以上の事実からも推察できるとおり、日露戦争前後は国家神道成立過程においても確立期という一転換点にあたると思われる。例えば国家神道研究の大家である村上重良氏は明治三十年代末から昭和初期にかけての時期を国家神道の「制度的完成期」として、その理由を「内務省による神社行政が確立して神社の整理が行われ、官国幣社への国庫供進金制度がつくられるとともに、祭式等の神社制度が完成した」ためとする⁽²⁾。また中島三千男氏は、日清日露両戦争の影響を重視して、明治二十七年から同四十五年を「国家神道体制の確立期」であると区分し、なかでも明治三十九年の神饌幣帛料国庫負担開始によって神社の公的性格は決定付けられたとして日露戦争後期を重視している⁽³⁾。さらに新田均氏によると明治三十三年頃から大正二年頃までが「消極的宗教統制から積極的宗教利用への転換期」、続く大正二年頃から昭和六年頃までが「積極的宗教利用の時期」だという。特に日露戦後は、従来神饌幣帛料供進に反対を表明していた内務省地方局が、地方改良運動への積極利用の観点から神社行政の意義を認める立場に転じ、この神社局外からの施策支持を背景として府県社以下神社を含めた全ての神社が公行政の対象となったことを指摘、地方改良運動を神社政策の転換点として位置づけている⁽⁴⁾。このように、日露戦争前後の時期は、神社をめぐる政策そのものが慌ただしく変化すると同時に、そこに読み取られる神社の位置づけや性格も変わりつつあったのである。

さて、神社自体から目を転じると、神社が存在するからにはそこに

奉仕する神職がいるはずである。実は神社史上大きな転機であった日露戦争前後期は、神職にとってもまた転換点であった。日露戦後経営のなかで神社に仕える神職の活躍への期待が高まったことで、多端な神社事務をこなすだけの資質が要求されるようになり、その任用令に改正が加えられるとともに関連諸法令が立て続けに出されて、神職を取り囲む法的枠組みが整っていくからである。以下、本論文では明治後期から大正中期の神職、特に府県社以下神職に焦点をあて、その任用制度の変遷や神職実務の具体像を検討することで、神職に向けられた社会の目線の描出を試みる。そしてその際には、太平洋戦争期の国家神道を連想してか「きな臭さの漂うイデオロギー」と見做されがちな近代神社を、そのようなおどろおどろしいものとしてではなく、人の営みの感じられる同時代的像として描き、そこに生きた神職の生活を可視化してみたいと考えている。

二、先行研究整理

ここで当該期の神職に関する先行研究をまとめておこう。

一般に日露戦後期の神職は、町村長や教育者と並んで、行政町村において人民の指導・感化を期待された存在だったといわれる⁽⁵⁾。しかしそのように言われながらも、神職に関する研究は、実は、多くはない。むしろ国家神道体制に代表される神社制度を扱った研究が中心とされてきたのである。このように未だ研究途上にあるといつてよい神職研究のなかで、近年の顕著な研究成果としては、赤澤史朗氏、畔上直樹氏、福島幸宏氏の著作、論文が挙げられるだろう。

赤澤氏は、神社・宗教関係雑誌上の議論を精査することで第一次世界大戦後の神職界内部におけるデモクラシー状況の展開を分析しなが

ら、そこには国家からの自主化と行政への依存化という対立する両契機がアンビバレントな形で並存していたことを指摘、その一方で両者のせめぎ合いは国家神道の持つ国家性、宗教性の矛盾を顕在化させるものでもあったと結論づけている⁽⁶⁾。また神職の養成事業は、経済事情や就職率の低さから、一九二〇年前後には既に行き詰まりの状態にあったということである⁽⁷⁾。ただ、その検討は養成事業の成果紹介と簡単な原因分析にとどまっており不十分との感否めない。原因結果とともに施策の実施過程にまで目を向けることが必要だろう。また、誌上の議論だけでなく、それに伴う実行的側面も論点とすべきであると考ええる。

畔上氏は岡山県をフィールドとし、『岡山県神職会々報』『山陽新報』を検討することにより、一九二〇から一九三〇年代にかけて自律的に社会を組織し、国家神道を下から規定していこうとした青年神職を「在地神職社会的活動派」と呼んで重視し、神職界のデモクラシー状況の展開は一九二〇年代に終息したとする赤澤氏の論に疑義を呈した⁽⁸⁾。ただ、岡山の事例をどこまで一般化して語れるのかという点に関して疑問が残る、その解決のためにも他県での事例発掘は不可欠であろう。また、「在地神職社会的活動派」と呼ばれる青年神職に相対するはずの、そして当時依然として神職界の大半を占めていた、旧神職たちに対する言及も必要であると考える。

福島氏は、京都府庁文書をもとに、日露戦争前後期の京都府における神職養成事業の拡充と神職団体の求心力低下を分析している⁽⁹⁾。特定府県の神職養成事業に踏み込んだ研究は同氏のもの唯一であり、地方における養成事業の一端が垣間見えて興味深い。ただ、地域における諸事業とともに、中央における神職養成機関拡充をめぐる議論やそ

の背景・帰結の検討も行うべきではないだろうか。この分析を通じて京都の事例を全国的に位置づけることが可能になると考えるからである。

現在の神職研究においては、限られた時代・場所を検討対象とした成果しか出されておらず、戦前を通観できるような全体像は未だ確立されていない。このように、なお一層の後行研究が待たれている現状を踏まえ⁽¹⁰⁾、以下本稿では明治後期から大正中期に至る時期の神職をめぐる言説と、神職による神社経営の検討を行っていく。ちなみに、ここでいう神社経営とは単なる金銭的管理にとどまらず、講習会参加や神職団体・氏子との折衝といった、神職が従事すべき諸業務をも包含する広義の経営活動全般と定義したい。

なお、近代社格制度下においては、官国幣社以下神社に序列がつけられたのと同様、そこに従事する神職にも社格に応じた職階が付けられており、職階間には待遇・給与等の面で厳然とした差が存在していた。神職とひとくちに言っても、神宮・官国幣社に奉仕する宮司・禰宜・主典、府県社以下神社に仕える社司・社掌と序列が規定されており、管轄官庁も給与体系も異なっていたのである⁽¹¹⁾。ところで、この「神職」という言葉であるが、近世以前から単語としては存在するものの、国家の行政用語として使用されるようになったのは近代以降のこと⁽¹²⁾で、その初出は明治二十年とされる。それまで神官と位置づけられていた官国幣社の職員を神職とし、続いて府県社以下神社や神宮の一部職員も神職とされたことで、明治後期以降の戦前期において神官と称されるのは神宮の大宮司、少宮司などごく一部に限定されることになったのである。戦後、神社本庁が神職との呼称を踏襲したことで今に至っているという⁽¹³⁾。

さて、本論に入る前に本稿の流れを簡約に記しておく、まず第一章において神職任用をめぐる議論を分析することで、任用令の有する問題点の析出を行う。ここでは優良神職の獲得と神職俸給の改善が大きな議論軸となるだろう。続く第二章では、神職養成部新設という、良神職獲得問題に対する政府の対処策を見るときに、それに伴って制定された諸法令を検討する。第三章では一地方の事例として埼玉県を取り上げ、同県が行った神職養成事業と神職俸給改善措置を明らかにしていく。そして最終章では在地神職の具体的イメージをつかむべく、さらに視点をフォーカスさせ、埼玉県に住む一神職の神社経営の実態を見ていくことになる。

第一章 神職をめぐる議論―神職現状打破論とそのゆくえ―

第一節 神職任用概略

明治後期の神職は厳しい社会的目線に晒されていた。それどころか社会に後れた存在として軽んじられることさえあった。以下では、まず当時の神職、特に府県社以下神職の概況を述べたのちに、そのような神職認識を醸成する背景となった神職任用令を詳しく検討していくことにしよう。

明治後期の全国の神社数、神職数は次頁の表のとおりである(表1、表2)。明治三十五年を例にとってみると、全国一九万六〇五六社のうち神宮・官国幣社の総数はわずかに一七一社(全神社数の〇・〇八%)であり府県社以下神社が圧倒的多数を占めていたこと、なかでも村社、無格社数は各々二八・八%、七一・二%にもほっていたこと

が分かる。これに対して神職分布はどうであったのか。同三十五年の統計によると神職総数一万六〇九三人に対し官国幣社神職は五五四人(三・四%)、村社神職は三六六一人(二二・七%)、無格社神職は一五一四人(九・四%)となっており、ここで気づかされるのは極端な神職偏在・神職不足の事実である。全国に一社しかない伊勢神宮に七二、三人もの神職が置かれ、官国幣社には一社あたり平均三人以上の神職が仕えていた一方で、村社・無格社は圧倒的な神職不足に陥っていたのである。村社と無格社の社掌は兼任することが多かったため、神社数、神職数を各々合算したうえで計算すると、明治三十五年当時の社掌たちは平均一八・三社にのぼる神社に勤務していたことになる。もちろん、社司でありながら村社・無格社の社掌職を兼務していた人もいたであろうから、上記の数字は正確なものとは言い切れないが、それを差し引いてみても社掌人員の不足は明らかであった。もっとも、社掌が何社も兼任していることをどのように評価するかは意見の分かれるところであって、実際問題として兼務して何社からも給料を受けなくては生活が立ち行かない神職たちにとっては当然肯んぜられるべき状況であつたらうし、他方で、神社整理において「神職の常置」が達成されていないことが問題とされた事実からも分かるように、これを是正すべき課題と受け止める筋もあつたのである。¹⁵⁾

では以上のような神職たちは如何にしてその職に任ぜられていたのだろうか。まずは明治二十七年二月二十七日発、勅令第二二号「府県社以下神社の神職に関する件」¹⁶⁾を見てみよう。

第一条 府社県社及郷社に左の神職を置く

社司 一名

表1 全国神社数

(社)

	全神社数	神宮	官国幣社	府県社	郷社	村社	無格社
明治35年	196,056	1	170	574	3,478	56,385	139,698
36	193,298	1	170	571	3,476	56,351	136,947
37	192,829	1	170	566	3,447	56,690	136,139
38	192,366	1	170	571	3,476	52,467	135,681
39	190,436	1	170	578	3,465	52,397	133,825
40	176,740	1	170	580	3,463	51,052	121,474
41	162,442	1	170	580	3,461	49,508	108,722
42	147,441	1	170	580	3,463	47,988	95,293
43	137,134	1	170	583	3,449	47,081	85,850
44	130,258	1	170	587	3,448	46,455	79,599
45	127,076	1	170	590	3,447	46,117	76,751
大正2年*1	125,176	1	170	595	3,450	45,899	74,721
3 *2	122,593	1	170	599	3,452	45,680	72,691
4	120,809	1	170	625	3,455	45,514	71,063
5	118,917	1	174	634	3,447	45,322	69,338
6	117,728	1	176	648	3,451	45,258	68,218
7	116,864	1	176	666	3,456	45,165	67,418

*1 大正2年のデータは欠落しているため、明治45年と大正3年の数値の中間値とした（小数点は以下切り上げ）。これは「神社は大正元年前は12月31日現在を調査し来りしも、大正3年以後は6月30日現在を調査することとなりたり。従て大正2年末の調査を欠く」との理由によるものである（『日本帝国統計年鑑』第5冊、第35回、592頁）。

*2 上記*1の理由により、以後の数値は各年6月末日のものとなる。
〔典拠〕『日本帝国統計年鑑』。

社掌 若干名
社掌の員数は社司及氏子（氏子なきときは信徒）総代之を議
定し、北海道庁長官府県知事の認可を受く可し
第二条 村社以下神社に左の神職を置く
社掌 若干名

表2 全国神職数

(人)

	全神職	神宮	官国幣社	府県社	郷社	村社	無格社
明治35年	16,093	72	554	893	3,661	9,208	1,514
36	15,468	73	564	901	3,726	9,309	1,131
37	15,017	73	564	915	3,631	9,073	1,091
38	15,012	73	573	906	3,674	8,743	1,143
39	15,144	73	579	918	3,688	8,670	1,176
40	15,008	72	584	923	3,608	8,710	1,161
41	14,836	73	590	912	3,558	8,660	1,124
42	14,821	73	590	910	3,604	8,549	1,101
43	14,527	73	591	908	3,575	8,485	895
44	14,498	73	595	902	3,532	8,513	883
45	14,352	73	595	887	3,470	8,448	879
大正2年	14,223	73	608	894	3,394	8,378	876
3	14,342	73	616	890	3,365	8,491	907
4	14,619	73	620	907	3,422	8,679	908
5	14,692	73	643	955	3,408	8,677	926
6	14,732	73	652	951	3,405	8,716	925
7	14,759	73	651	958	3,433	8,714	920

〔典拠〕『日本帝国統計年鑑』。

社掌の員数は氏子（氏子なきときは信徒）総代之を議定し、
北海道庁長官府県知事の認可を受く可し
第三条 社司は社掌を指揮して神明に奉仕し祭祀を掌り庶務を管
理す
第四条 府社県社及郷社の社掌は社司の命を承けて神明に奉仕し

祭祀及庶務に従事す

第五条 村社以下神社の社掌は神明に奉仕し祭祀を掌り庶務を管理す

第六条 北海道庁長官府県知事は氏子（氏子なきときは信徒）総代をして社司及社掌の候補者を推薦せしめ其の中より之を補す

候補者の資格及推薦に関する規則は内務大臣之を定む

第七条 社司及社掌は判任官の待遇とす

（後略）

同勅令は、府県社・郷社には社司・社掌を、村社以下神社には社掌を置くとしたうえで「神明に奉仕し祭祀を掌り庶務を管理す」との職掌を明記、両職を判任待遇と定めた。社司・社掌の任用にあたっては「北海道庁長官府県知事は氏子総代をして社司及社掌の候補者を推薦せしめ其の中より之を補す」という手続きを経て任命されたように、府県による認可が必要であったが、その俸給については明言されず、従来どおり「人民の信仰帰依に任せ」⁽¹⁷⁾られていた。無格社に神職が置かれることになったのはこの勅令発布以後であり、その意味では大きな改訂を伴った通達だったといえる。また公的な文書中で社司・社掌が「神職」と称されるのもこの勅令が嚆矢だといえる。⁽¹⁸⁾米地實氏はこの改定を重視し、「祠官祠掌の呼称が社司、社掌になったことも簡単に見過すことのできることはない。『祠』から『社』への変更は府県郷村社無格社の意味を変化させるものとして把えなければならぬ。祠官が社司となったことも同様なる呼称法だけでなく、神職の性格付けの変更をしめすものである」と指摘している。⁽²⁰⁾

さて、神職任命に氏子の推薦が必要であったことは上述したとおり

だが、その前提となる神職資格が翌二十八年に定められた。八月七日に発せられた内務省令第一〇号「府県社以下神社神職登用規則」⁽²¹⁾のなかでは社司・社掌の資格が以下のように規定されている。

第一章 社司及社掌の資格

第一条 社司社掌試験に及第したる者にあらざれば社司社掌に補することを得ず

第二条 左項の一に当る者にして直接国税年額二円以上を納むる者は試験を経ずして社司に補することを得

一 明治元年以前に於て五代以上引続き其神社に奉仕したる者の子孫

二 神宮皇學館本科及専科を卒業したる者

三 皇典講究所六等以上の学階証書を有する者

四 滿二年以上判任待遇以上の職に在りたる者

第三条 左項の一に当る者にして直接国税年額二円以上を納むる者は試験を経ずして社掌に補することを得

一 明治元年以前に於て五代以上引続き其神社に奉仕したる者の子孫

二 神宮皇學館本科及専科を卒業したる者

三 皇典講究所八等以上の学階証書を有する者

四 滿二年以上判任待遇以上の職に在りたる者

第四条 官国幣社神職及神職たりし者は試験を経ずして社司社掌に補することを得

（後略）

この時期社司・社掌となるためには、一般試験に合格する道とともに、「直接国税年額二円以上納むる者」という前提条件のもと、①明治元年以前に於て五代以上引続き其神社に奉仕したる者の子孫、②神宮皇學館卒業生、③皇典講究所学階所有者、④満二年以上判任待遇以上在任者であれば、無試験で神職に就任できる道が用意されていたのである。しかしこの試験免除条件①、④には否定的な意見がつきまとうことになる。

明治三十三年四月、神社界の長年に亘る神祇官衙独立運動がようやく成就し、内務省神社局が誕生する運びとなった。⁽²²⁾山口輝臣氏はその新設理由を「特別官衙など必要ないとしていた内務省が、局の新設に踏み切ったきっかけは、社寺局がキリスト教を管掌することにもなう名称変更の要請だったかもしれない」、つまり明治三十二年に解禁された内地雑居に伴いキリスト教対応が必然的に不可避となったことを受け、同教を管轄しうる部局を省庁改変によって作らざるを得なかったのだらうと指摘している。このように、山口氏によれば内務省の消極的政策として現出した神社局だったが、理由はどうあれ神社局新設のニュースは神社関係者に歓呼の声をもって迎えられた。『全国神職会々報』（以下『会報』）は「特別官衙の新設を祝し併せて吾人の希望を述べ」との会説を掲載し、神社局新設を長い冬に耐えた後によくやく到来した春になぞらえて歓迎を表明している。⁽²⁵⁾『会報』とは、全国の神職を会員とし、その団結を図る目的で明治二十五年に発足した全国神職会の機関誌であり、明治三十二年創刊の、この時期唯一の神社関係誌であった。

ところで、これに先立つこと三ヶ月、神社局新設如何が未だ不透明な状況にあった同年一月の『会報』に「勉めよや神職諸氏」なる論題

の一つの寄せ書きが掲載された。それは神職の他力本願ぶりや能力不足を指摘し、神社局設立後の彼らの進退を危惧したうえで、一層の精進を呼びかける内容のものであった。⁽²⁶⁾そのなかでは「未だ神祇に関する一の独立官衙すら設置の結果を見ざるは、我国家の現在又は将来に對して大に遺憾とする所なり」として神祇官衙設置は当然との考えを示しながらも、在京委員など一部神職が神祇官衙設置に奔走している傍らで全国の神職は「十中の八九迄は、袖手傍觀」しているだけだと大多数神職の主体性のなさを批判する。その上で「此等神職の身に取っては該官衙の設置は甚だ憂ふべき者たるを知らずや」と神祇官衙新設は神職にとつて憂慮すべき事態であるとの指摘に及ぶ。なぜならそれは「国家必要上より起る者なれば、神職の重且大なる責任を督促励行せしむべきは勿論、其他万般の事業起り、到底無学の神職にして能く責任を尽し得可きもの」ではないからである。このように神祇官衙設立を希望しながらも、それに伴う職責の重さに耐えられないであろう神職たちの現状を慨嘆した投稿者は、「此が職責を全うし能はざる者は遂に如何なる悲境に陥るかを思ひ見ば、実に奮勉励精せざる可らざるの秋なり」と続けて神職の奮起を促す。さらには内地雑居開始に伴う外国人宣教師の進出や仏教諸派の脅威についても言及し、「此等の教敵に向て取るべき策略は、神職の脳中に存する可らず。然るに今の神職にありては進撃は勿論、防御の術を施し得るもの幾何ぞや。嗚呼危哉神道。立てよ神職。起きよ神職」と、神道外勢力に対する神道の競争力の薄弱弱りを危惧してみせる。そしてこのような無為の神職を改良する方法として「神職登用試験を嚴重に執行すべき事」を提唱するのである。⁽²⁷⁾ここで唱えられている神職登用試験嚴重化が「既に各府県で行われている社司・社掌試験の嚴密な執行」を求めるものか、

あるいは「神職登用に際し現行より厳しい基準採用」を要求しているものかは定かでないが、神職登用に問題があるという認識に変わりはない。

このように、来たるべき神職の職務重化を見越して神職改良を訴える言説とともに、神職の問題状況を引き起こす根本原因を登用制度の不備と神職俸給の低さに求める意見も『会報』誌上に載りはじめる。翌二月に掲載された「人物養成論」⁽²⁸⁾と題された会説によると、神道斯道の不振の原因は神職の不熱心のみ起因するのではなく「神職待遇法の不充分なること」と「神職特別任用法の存するに由る」と指摘している。経済的困窮と任用問題は以後の神職界の普遍的なテーマとされるが、前者に関しては次節で詳述することとして以下では後者に絞って見ていこう。現行制度下では「府県社以下にありては、判任官たりしものと、五代以上該神社に奉仕せしものの相続人とは社司社掌たるの資格」があるため、「老朽官吏等は種々の手蔓を求めて頻りに神職界に入り込み、又一方にては五代乃至十代以上奉仕者は学識の如何に係はず、宮司さては社司掌に補せら」れるという現状に陥り、「其弊遂に神職は学識を要せざるもの如く誤解せしむるに至」ったとして「これ学識不振の一原因にして、人物養成上一大障碍を与ふる所以なり」と断じている。これはまさに先に挙げた無試験登用条件①、④に対する批判であることに気づくだろう。登用規則改正要求を訴える論文は八月にも『会報』の巻頭会説欄を飾ったが、これら議論が全国神職会機関誌の巻頭「会説」欄に掲載されたという事実からも、全国神職会が神職任用をめぐる問題を乗り越えるべき重要課題と認識していたことがうかがえる。

さて、これと時を同じくして皇典講究所においては明治三十三年四

月、第一回神職講習会が開催された。皇典講究所とは「国体の講明」、「徳性の涵養」⁽²⁹⁾を目的として明治十五年十一月に設立された神職養成団体で、麹町本部を中心として全国に支部を展開し「生徒教養と神官試験の二事」を所轄⁽³⁰⁾していたが、そのような任にあった同所において、神祇典礼や祝詞、作文といった神職必修事項を希望者に教育指導しようとする機運が出てきたのは自然な流れであった。明治三十一年、翌三十二年の評議委員会で「神職に適応すべき学科速成の目的を以て神職講習会を設置」⁽³¹⁾することが議決され、翌年本所内に第一回の神職講習会が開催されるに至ったのである。詳しくは第二章に譲るが、講習会の一端を明らかにすれば、講習科目は祭式・道義・国史・国文、期間は五ヶ月（二〇週）であつて、講習費は一ヶ月三円、丁年以上の参加が認められていた。⁽³²⁾この神職講習会は明治四十二年に養成業務が神職養成部に移管されるまで毎年開催され、その回数計一〇回、修了者数は毎回五〇名を数えた。講師には井上頼圀、今泉定助といった著名な学者が招聘され、課外講義もその道の専門家によって開講されることになる。

以上みてきたように、神社局設置という祝すべき事態に呼応するかたちで神職界向上を目指す議論が発生し、また偶然にも同時期に神職の養成を企図した神職講習会が開催されたことで、神職の改良とその俸給改善という、以後で検討を加えていくべき二つの課題がここに顔を出すことになった。

ただどちらの課題にしろ、この時期はまだ初期発生段階でしかない。たしかにこの時期いくつかの神職改良・俸給改善を求める議論はあつたが、それは一部関係者（全国神職会上層部周辺あるいは一部の投稿者）には限定された主張、もしくは議論の深化を伴わない単発論で

あり、大多数の神職たちの自意識を覚醒させるには至らなかつた。神職講習会・神職養成の実施に関しても、講習内容や開催数、それへの公金補助といった点で今後はさらなる展開を見せる。これらについては、次節で扱う明治三十五年の任用令改正に伴って現出する誌上議論の活性化や、それに牽引される形で実施されていく神職養成ルートの整備過程と比較すると明らかである。

第二節 明治三十五年内務省令第四号と議論の深化

第一項 内務省令第四号

明治三十五年二月十八日、内務省令第四号「府県社以下神社神職任用規則」⁽³³⁾によって懸案であつた神職登用規則に改正が加えられた。さつそくその内容を見てみよう。

第一条 社司社掌、試験に及第したる者にあらざれば社司社掌に補することを得ず

官国幣社神職試験に合格したる者又は官国幣社神職たりし者は試験を要せず。直に社司社掌に補することを得

(中略)

第八条 社司社掌の試験科目は左の如し

祭式 倫理 国文 作文(祝詞公文体) 法制(現行神社法令)

(中略)

第十一条 左に掲ぐる者にして第二条の各号に該当せざる者は試験を要せず。社司社掌試験委員の詮衝を経て社司社掌に補することを得

一 官国幣社及神部署神職任用令第九条一号二号三号五号⁽³⁴⁾に掲ぐる者

二 皇典講究所に於て内務大臣の認可を得て定めたる規則により学階司業(社掌に在るは六等以上)を附与したる者にして祭式を修めたる者

三 判任待遇以上の職に在りし者にして祝詞作文祭式を修めたる者

(中略)

附則

第十六条 本令施行前より現に府県社以下神社の神職たる者は本令の施行に依り神職たるの資格を失ふことなし

(後略)

大きな改正点としては以下の三点がある。①先の登用制度において無試験登用の前提条件とされた「直接国税年額二円以上を納むる者」との規定を全廃したこと、②同じく無試験登用の一細目であつた「明治元年以前に於て五代以上引続き其神社に奉仕したる者の子孫」、「満二年以上判任待遇以上の職に在りたる者」という、試験・講習未修了者就業の可能性をゼロとしたこと、③試験科目を明記したこと、④祭式の修了が任用の条件とされたこと。

この改正は大きな賛同をもって迎えられると同時に神職たちの自意識を深く揺るがすものとなり、神職現状打破論といふべき大きなうねりを神職界に生じさせることになる(③、④)に関しては第二章で扱う。

ちなみに、第一条で触れられている社司社掌試験の実施内容は各府

県に委ねられていた。内務省令第四号通達の前日に、神祉局長から各地方長官に対して出された依命通牒では以下のような指示がなされている。³⁵⁾史料冒頭の「官国幣社神職任用令」とは府県社以下に先立って二月十日に発布された勅令を指す。

今般官国幣社神職任用令発布相成候処、神職試験科目は従前の如く其の用書を限定不致、其の都度適當の問題用書等御選定相成度儀に有之、又試験の方法等に至りても別に予め制限せず、口述筆答等適宜の法に依られ度、其の試験委員長は従前の通貴庁高等官を以て之を充て、試験委員は貴庁官吏神職の中に付相当任命相成様致度、為念依命此段通牒候也。

追て府県社以下神職即ち社司社掌任用規則に付ても是亦本文に準じ御取扱相成度、併て申添候。

各府県には、神職試験の問題や課題書の選定から、口述にするか筆記にするかといった試験方法の決定まで、神職採用の全てが任されており、その実施にあたっては県庁高等官が試験委員長に、県官吏もしくは県神職が試験委員に任じられていた。そして各県に置かれた皇典講究所の分所は地域における生徒教養と神職採用とを担うため、神職を試験委員として人員を送り込んでいたのである。³⁶⁾

第二項 神職現状打破論

さて、話は戻って内務省令第四号による改正は、「固よりかく有るべきこと」「今回の改正に之（上記②）で引用した試験免除の二項目（筆者註）を削除せられしは、吾人の最も同意を表する所」と、神職界

に歓迎をもって受け止められた。以下ではこの改正により引き起こされた神社界の論争を系統づけながら見ていきたい。検討対象となるのは当時の神社界の二大雑誌である『全国神職会々報』と『神社協会雑誌』（以下『雑誌』）である。『雑誌』は明治三十五年に創刊された雑誌である。発行元の神社協会は、内務省神祉局が発起人となって、「神社本来の性質を明かにして祖先崇敬の觀念を鞏固に」³⁸⁾することを目的に、明治三十五年に設立された有志団体であり、「種々の方面の人々寄り集りて、専ら神社と云ふものにつきて研究せむがために設けたるものにて、神職会の如く神職のみを以て組織するものとは大に趣を異にし、誰にても望みのものは広く入会せしめ、神社の事につきて大に討論せしめ、而して漸次研究を遂ぐる」³⁹⁾ことを主意とした。神職団体の機関誌である『会報』が、神職の存在意義や職務内容を見つめ、改善を志向しながら、政府への要望を強く押し出すという性格を有していたのに対し、神祉局を母体として発刊された『雑誌』には、神職のあるべき姿や現状問題を、外部の人間の視点も織りこみながら、客観的に鋭く突く傾向があったといえるだろう。この点に留意しつつ話を進めていこう。

まず、任用規則の改正の影響の大きさは、『雑誌』の質疑欄への神職任用に関する質問の多さに現れる。幾つかの例を挙げると、「同則（省令第四号）筆者註 施行前より現に社司社掌たるものは、試験委員の銜を經す他の神社の社司若くは社掌に兼補するも差支なきや」⁴⁰⁾、あるいは「明治二十八年神職登用規則（中略）『明治元年以前に於て五代以上引続き其神社に奉仕したる者の子孫』に依りて神職となりしものと雖も、判任待遇には相違なきを以て、明治三十五年府県社以下社司神職任用規則第十一条三号に依りて無論他の神社の社司又は社

掌に補することを得るものと心得ふ如何⁴¹といったような、自身の去就問題に引きつけた質問が多く出されている。既存神職、なかでも社司社掌試験を経ずに神職となっていた層の不安を引き起こしたことがうかがわれる。

しかしながらその一方で、省令第四号による任用規則改正が神職の學術励行を促す契機であると肯定的に捉える向きもあつた。

顧れば社社局新設せられてより以来、未だ嘗て斯道に関する目覚しき改正は見ざるところなりしに、俄然本年二月十八日なりき。内務大臣は省令第四号を以て府県社以下神職に関する試験任用規則を發表せられぬ。加之五代以上其神社に奉職するもの、子弟は無試験神職に任用云々の件、愈廢せられ終んぬ。此はいと喜ぶべきことにて、啻に試験を受けんとするもの、みならず一般神職の學術励行ともなりて、いよいよ研学せざるべからざるや目下の急務となれり。げに斯くありてこそ品行品位を高むる天晴神職とはなりなん。吾人又謹みて国家の宗祀に仕へ奉り、以て省令に添ふ所あらんことを期す。それ勉めよや。同職諸氏⁴²。

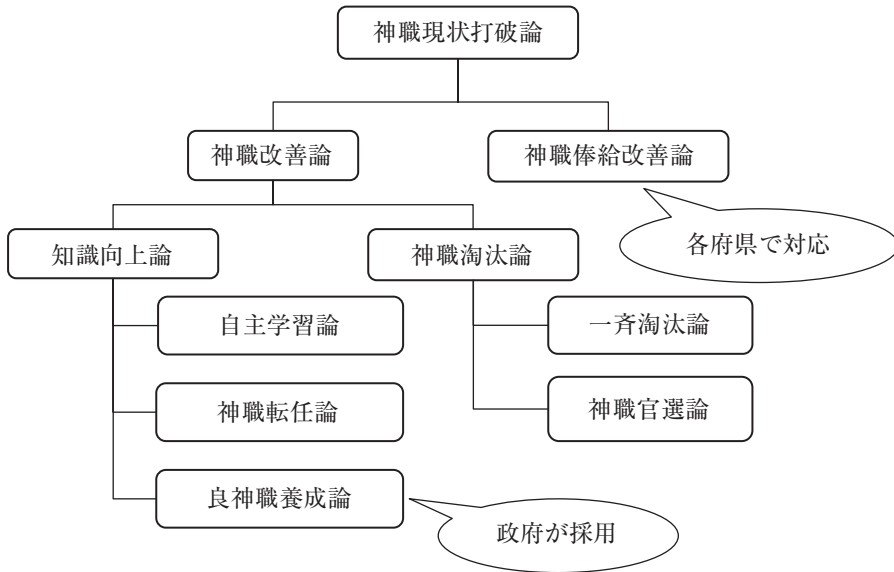
このなかでは、神職試験受験者のみならず、既存の一般神職の學術振興をも促すものとして任用令改正を歓迎し、神職に研学を呼びかけつつ、省令の意にたがわない神職たらんと前向きな立場を表明している。このように省令四号を契機として、理想的な神職となること、あるいはそのような神職を作り上げていくことが目指され始め、以後数年にわたって神職現状打破論が発展・深化していくことになる。

神職現状打破論とは、社会的低位置に置かれた神職の地位向上を如

何なる手段によつて達成すべきかという議論の総体を指す造語であり、一連の議論が、神職の危機的現状を打開・好転させねばならぬという強い危機意識に裏打ちされていたという点では軌を一にしていたことから、そのように総称したものである。神職現状打破論は神職改善論と神職俸給改善論に大別され、前者はさらに細分化することができ、詳しくは以下で論じていくことにしたい。なお、神職現状打破論と呼べる諸議論は、一度に全てが出揃うわけではなく、以後新たに打ち出される行政政策への反応として複数が同時発生してくる場合もあれば、「神社と葬儀の關係⁴³」や「外国人合祀問題⁴⁴」といった他の話題のトピックに押されて影を潜める時期もあるため、いきおい検討対象時期が長くならざるを得ず、また各議論が時期的に散在している印象を与えてしまうかもしれない。しかし、神職の問題意識はそれらの時期を通じて底辺に流れていたという前提で、鳥瞰的に議論を検討・分類してみたい。そもそも神職の抱える諸問題はすぐには解決されなかつたし、簡単に解決できる課題でもなかつたのであるから、このように長期的に検討を加えることは間違っていないと思われる。ちなみに神職現状打破論の構造を可視化したものが次頁の図1の概念図である。適宜参照されたい。

神職改善論は、現任神職は無能であるとの認識に基づき、神職軽視の風潮とそれによつて引き起こされる敬神思想の減退という問題を解決するには、まず神職自体のレベルアップが先決であると捉える議論である。そして神職の質的向上の主な方法論としては、神職全体の学識アップを重視する知識向上論と、無能な神職が存在するのはそもそも任用方法に問題があるからだとして適任者厳選を優先課題とする神職淘汰論があつた。まず代表的な知識向上論の中身を見てみよう。や

図1 神職現状打破論 概念図



や長文であるが、興味深い内容であるので以下に掲げることとする。

神社が我が国体に密接の関係を有し、祭政二儀嘗て離るへからざるものなりしにも係らず、之に奉仕する神官神職の位置が未だ国民よりして多くの尊敬と注意とを払はれざる所以の者は何そや、是少しく講究すべきの問題也。(中略) 神官神職の位置多く重要視せられず、而して神社の性質認識せられざるは、一に神官神職の無力に依る也。(中略) 諸氏の多くは、余りに無学也。余りに出世間的也。余りに無能也。余りに懶惰也。(中略) 諸君は六国史を読み、万葉集を繙き、延喜式に職原抄に公事根源を講するに於て、誠に吾人に数日の長あり。然れども、今トランスバールに於て戦争ありたりとせむ乎、諸氏はトランスバールの何州に属し、如何なる政体歴史を有するかは、かの中学校の学生に問ふて後知るべき也。巴里倫敦に至ては諸氏は流石に何国の首都たるを知れりと雖も、問ふて土耳其(トルコ)の首府、丁抹(デンマークスウェーデン)或は其答に窮せむ。如斯にして、諸氏の多くは教育智識の程度に於て、全国幾百万を以て数ふべき、中学卒業生の下にすらあらざるべからず。(中略) 諸氏か勉めて智識を古典搜索以外に求め、世間の智識と併行せむとするは、神官神職の位置をして重からしむる所以にあらずや。⁽⁴⁵⁾

神社は国体と密接な関係にあり、また祭祀と政治は不可分なものであるにもかかわらず、その神社に奉仕する神職が重視されないのは神職の無力が原因であると指摘し、その具体例として、神職は六国史や万葉集、職原抄といった古典的知識はあるものの、世界地理や世界史

といった一般教養の点では中学卒業生よりはるかに劣っていると指摘している。神職の無学ぶりは専門知識の不足において批判されるといふよりは、むしろ一般教養の欠落という点から擲論されるものであつたようである。このような、神職に対して専門にとらわれない知識吸収を呼びかける議論は他にも散見されるが、この主張は神職界の改善を神職自身の自助努力に期待し、政府や皇典講究所など他所への期待・要求を行わない点で他の議論と異なっている。これら神職の自主的前進を待つ議論は、知識向上論のなかでも自主学習論と分類できるだろう。

これと類似した言説として、神職に自主的研学を動機付けるために神職を転任職化すべしとの議論もあつた。この神職転任論は、任用令の変更を伴う要求であるという点で上記の自主学習論とは一線を画している。神職転任論とは以下のような主張である。

(社司社掌は―筆者註) 当初に補任してより爾後永久一ヶ所に終身定務し(中略) 交替転任の道なきに基づき、一旦其地位を得れば、仮令無識の者にもせよ決して左遷するか如き憂もなきにより、知らず識らずの間、職相当の学芸等も研究勉勵する精神に乏しきに因り、(中略) 外観的この惰眠を覚醒し、各自互に日進の智識を交換し、世の潮流に伴ひて敢て人後に落ちさらしめん事を勉めしめんには他なし、膏之を其社会に向て喋々言説せんよりは寧ろ是の職も又一の転任職たらしめは、積弊の病根は自然に之を救済するの一良手段たるに外ならざるなりと信ず。⁽⁴⁷⁾

たどたどしい言い回しではあるが、神職は交替・転任のない終身職のため研究勉勵の精神に乏しくなりがちだと分析し、神職は転任職に

すべきであるとの主張であることが了解される。転任に伴う一種の緊張感によつて知的向上心を引き出すことで、神職の学識的向上を目指すものといえよう。

一方で、神職の質を向上させるためにも、政府のさらに積極的な働きかけを求める声は以前から出されていた。

神職教育に十分力を用ふるにあらざれば、その目的(神職の品位を高めること―筆者註)を達すること能はざるべし。故にまづその第一着の事業として内務省の所屬として、神職養成を目的とする一学校を設くべし。凡そ各種の学科に各その専門学校なきは無く、大学の各分科は暫く措いて、其他に就きて言はむに、農業のためには札幌農学校を始め各府県に農学校あり。商業のためには高等商業学校を始め各所に商業学校あり(中略)て各其道の進歩を謀りつつあるに、二万の人員を要する神社のために一の官立学校なしとは何事ぞや(中略)内務省所管の一学校を設立し、其他神職(試験を経て就任する神職を指す)の学識を進め得べき方法を研究すべし。⁽⁴⁸⁾

他分野を例に引きながら神職の専門学校設立と、それによる学識向上を要求している。この論説が『会報』の巻頭会説として掲げられたことから、神職会が官立の神職養成学校の必要性を強く認識していたことがうかがえるだろう。

時期は下るが、明治四十二年の衆議院予算委員会席上、神職養成部に対する予算請求の理由説明のくだりで、内務次官一木喜徳郎は次のような発言をした。「現在の状況は申上げなくても御承知のことであ

るが、神職の数は至つて少なく、其上素養が十分でないといふことがあるので、何とか救済を図りたいと考へて居ります。(中略)普通教育の素養のある者に尚神職として必要な学科を授けることにしたならば、固より十分なる教育を与へることは期し難いかも知れぬが、漸次神職の改良を図りて往く上に於ては余程効があらうかと思つて居ります⁽⁴⁹⁾。神職の「素養が十分でない」現状を指摘したうえて「普通教育の素養のある者」が神職となるのが望ましいとの政府見解を明らかにしたのである。ここで言う普通教育とは先にみた一般教養と同義であり、「雑誌」もこの発言を受けて「今の神職改造の主要なる点は普通学の素養にある。従来の神職養成法が普通学の素養といふことに着眼しなかつた点が、確かに現今の神職の位置の低下した原因をなして居る」とまとめているが、このことは神職の一般教養向上が政府のなかでも重視されていたことをうかがわせている。そして同時に、そこからは神職の質的向上のために政府が選んだ手段を見てとることができる。すなわち政府は、自主学習論がとる、自助努力に期待する立場よりさらに踏み込んで、自ら良質な神職の育成に乗り出したのである。これは神職学校設立という神職界の従来の要求を引き受けたものであり、すでに普通学を有する人物を養成して神職とし、良質な神職を増やすことで神職界の漸進的な向上を目指す、いわば良神職養成論とも言うべき立場であった。この方針は、同年の神職養成部設置、あるいは各地での神職講習会の開催として実行に移されることになる。

さて、次に神職改善論のもう一系統である神職淘汰論を見てみよう。神職淘汰論とは、前述のとおり、社会的蔑視を受ける神職が存在するのはその任用方法に問題があるためであると認識から、神職の刷新あるいは神職採用の厳密化を求める議論である。その最右翼が一斉淘汰論であった。その主張を見てみると「余輩は人事を察し、夜は天象を望むに、神社及び神職の廃滅近く五十年を出でず、此の千載一遇の好機たる今日を逸せば、未来永劫殆んど快復の時機なかるべし」との悲壯感漂う見通しから「須らく大英断を以て全国の神職を罷免し、更に進歩的試験後に扨て相当人物を採用し、其人を俟て始めて共に大勢を論ずべき」ことが不可欠であると判断、「戦後経営の第一着手として、内務大臣は先づ挙国神職の大淘汰大改革を断行せられん事を」望むというもの⁽⁵⁰⁾、あるいは「神職の多くは老朽又は若朽にして事に堪へざるの人のみなり、然れ共今俄かに其淘汰を行はんか。(中略)何かの方法を設け、許す範圍に於て其淘汰を断行すべし」と提唱するもの⁽⁵¹⁾などがあつた。後者の投稿者の職業は定かでないものの、前者は愛媛の現任神職による投稿であり、現任神職のなかにもこのように急進的な意見を唱えていた人物がいたことに驚かされる。この投稿者は、日露戦争において「各宗教者は鋒を揃へて滿韓各地に渡り、恤兵に慰問に熱心尽力するにも拘はらず、吾人神職は漸く奉仕の社頭に於て、武運長久祭を執行せしが関の山にして、絶て躬から韓地に赴き、一片の献身的事業あるを觀ざる」神社界を恥じ、強い口調で「神職の腐敗」をただしている⁽⁵²⁾。一方後者の投稿者は、前年に神社合祀という神社の刷新が発令されたのだから、次は神職の刷新を行う番であるとの論理で神職の大淘汰を求めているものである⁽⁵³⁾。

このような急進的な議論が出される一方で、神職任用令を改正し、良神職のみを採用して淘汰を行つていくべきだとする立場もあつた。それが神職官選論である。同論は、社会的に神職が重視されない理由は氏子―神職間に横たわる悪弊にあるとし、その解決のために神職の官選化を訴えたのである。神職官選論の代表的な主張は以下のような

ものである。

府県社以下には、往々或陋策を以て氏子惣代に諛ひ、神職の候補者となり補命の後には、一意専心氏子惣代の鼻息を伺ふ事にのみ汲々とし、氏子惣代も亦己が神職を任命したるが如き意気を以て自由に神職を使役し、得意然たる者さへなきにあらざるは、誠に慨嘆に堪へざる所なりとす。蓋これらの悪弊を掃蕩するの策如何にせば可ならんか、社司社掌をも官選にするの外、良法あらざるべし。(中略) 嗚呼願くは、一日も早く社司社掌官選令の發布あらんことを。⁽⁵⁵⁾

明治二十七年の勅令二二号によって神職の推薦が氏子に委ねられていたため、神職は氏子の推薦を受けるために種々の陋策を講じ、就任後には氏子の顔色を伺いつつ阿るばかりで、氏子の側も自分が神職を任命したかのような気になって得意なそぶりを見せるという現状を嘆き、この悪弊を一掃するには社司社掌を官選にするほかないと断言している。官選とは「神職候補者の推薦は郡市長若くは町村長をして行はしめ⁽⁵⁶⁾」るということであるが、これと類似したものとしては、神職推薦は各府県の神職会が担うべしとの意見もあつた。⁽⁵⁷⁾ このような神職官選論は少なからぬ数存在しており、神職たちのあいだで氏子の推薦による任命方法への疑問がある程度共有されていた事実が看取できよう。ところで、神職官選論のなかには「府県社以下神社神職を一般解職し、氏子信徒の推薦を全廃し、更に地方庁の官選を為す可き事⁽⁵⁸⁾」のように、一斉淘汰論に極めて近しい議論もあつた。この主張においては全神職を一旦解雇するという点に重きが置かれているというよりは

むしろ、氏子信徒の推薦を全廃として官選にすべきという主張に力点が置かれており、神職官選論と分類してよいと思われるものだが、この事例からも分かるのとおり、全ての議論が明確に分類・色分けできるものでないことは言うまでもない。各議論は互いを否定しあつて存在しているわけではなく(以下で触れる神職俸給改善論については明確な批判が出されているが)、まずは何を優先すべきかという順位づけにすぎない部分も多々あるのである。

いずれにせよ、これら神職淘汰論は、知識向上論に比して急進的でありそれゆえに即効性も期待できる議論ではあつたが、結局政府の容れるところとはならなかつた。

以上神職改善論を系統立てて見てきたが、以下では神職現状打破論のもう一翼である神職俸給改善論に焦点をあてていくことにしよう。神職俸給改善論とは、学術励行や神職改善といった目標は、神職の生活苦によって阻まれているとして、まず何よりも神職の待遇改善を求める議論である。枚挙に暇がないほど多くの訴えが誌上、特に『会報』に掲載されており、そこからは神職たちの貧状が伝わってくる。

茲に最も憂ふべく悲しむべき一事あり。何ぞや。現任神職生活の情態即是なり。今回の省令の如き、進んで研学せざるべからざれども、如何せん生活情況これをゆるさざるなり。さればこそ無学の者のみ多くして、一般無気力なるのみ。(中略) 茲に当局者諸公に対しまつり、一顧一慮を煩したき事こそあれ。そは何ぞと云はば、神職俸給令これなり。試験法如何に厳密を加ふるも、縦令判任官待遇に取扱はるるとも、其待遇よろしきを得ざること現状の如く、無給のままに放任せらるるが如くんば、たれか神職たら

んとするものあらむや。(中略)当局諸公は速に奮って神職保護の道を講ぜられ、至急俸給令を発して有為の人物を採用し、以て国家の宗祀に仕ふる任務を尽さしめ給へ。⁽⁵⁹⁾

この史料のように、神職の地位向上のためにいくら試験方法改善や官位待遇向上を図ったとしても、「俸給の規定が出来無い上は、養成所も重任の氏子教育も勤務上も、充分紙上の理論的の様には往くまじ⁽⁶⁰⁾」、すなわち俸給改善無しにはそれらは机上の空論でしかないこと断じ、また「第一俸給令を定め」ることで「人材を引入るの道を開⁽⁶¹⁾」ける、と指摘する議論は数多く存在する。⁽⁶²⁾ その数と切実でリアルティ溢れる訴えぶりから、当時の神職たちの生活の困窮ぶりがうかがえるのはたしかであるが、その一方で、「神職其物自身が給料を云々するのはよろしからず⁽⁶³⁾」と神職俸給改善論に否定的な言説も少なからず存在しており、『雑誌』はむしろこの立場をとっていた様子である。また『会報』でも明治三十五年後半から三十六年にかけてこれをめぐった議論がなされた。

先般来此会報紙上を閲すれば、神職は薄給なり俸給令の發布を待つとの論説時々記載有りて、実に見るも見苦敷、歎く可きの至りなり。(中略)神職にも全国中の諸君等には夫相應の価格有りて、村社の社掌なれども国幣社の官司に昇進すべき人も有り、社掌が其の人的⁽⁶⁴⁾当なる定位なる人も有り、亦是家系にて無試験の神職、亦是判任官待遇の廉にて無試験の神職人も有りて、社掌にも不足勝なる神職殿にして、申すは憚あれど、同様に斉服着用して判任官待遇とは価格の過ぎたる神職殿も有べし。されば俸給令を發布

して一般に一ヶ年何百円とは官より定め難し。就ては相當の試験を受け、奉務規則に随ひて勉勵せば、其効験顕はれて己より望ま⁽⁶⁴⁾ずとも信者より捨置かずして夫相應の価格定まりて生活は立つべし。

この筆者は、神職が薄給を歎き、俸給改善を紙上で求めるのは見苦しいと慨嘆し、家系や判任待遇により無試験で神職となつていような給料に値しない神職がいることが、俸給令を制定できない理由であると述べた上で、相當の試験を経て勉勵すれば自然と俸給も改善されるであろう、と神職俸給改善論者たちを諫めている。同筆者はまた、俸給令を要求する論文が、神職間だけでなく僧侶や外国人の目に触れる可能性を指摘して、そのようなことがあれば「御互に赤面の至り」であると続ける。あるいはこの危惧が影響したのか、以後しばらくのあいだ、俸給令制定を求める投稿は『会報』誌上であまり見られなくなる。だがこの問題が神職界で依然として重要課題と認識されていたことに変わりはない。それは、明治三十八年の全国神職会大会において「府県社以下神職俸給令發布の件」が重要議案として取り上げられ、「本案は之を可決せり。本会役員をして其筋に稟議せしむること」が決議されたこと⁽⁶⁵⁾、同様の議決が毎年のように繰り返されていることからうかがえるだろう。ただ、前後の時期の貴衆両院を見ても、この決議が請願あるいは建議案として上程された気配はなく、如何なる行動に移されたのかは定かでない。これに対し、『雑誌』には「神職相会すれば互に諸物価の暴騰を口実として切りに給料の増額を唱へ、氏子信徒に哀願するもの如し。是れ神職界の今日唯一の時事問題とは吾人呆然たらざるを得ざるなり⁽⁶⁶⁾」という投稿が寄せられたり、『雑誌』

中の社説に準じたコーナーで以下のように評されたりするなど、神職俸給改善論に対する手厳しい姿勢が目立つ。

神職の待遇に関する要求が声を高めて来た。如何にも、神職の境遇ほど見^(マ)じ目なものはあるまい。(中略)しかしながら、(中略)今日の急務は、神職の待遇をよくしろといふよりは、神様の待遇をよくしろといはねばならぬ時代だらう。神職は、神社の一部分にすぎぬ。神社の待遇が当を得たら、神職の待遇は従つて其のよろしきかなふこととならう。神職自身が、神様の待遇を其方に退けにしておいて、自身の待遇の方を先にいふのは、少しく感服が出来兼ねる。又、神社の待遇が改まつたら、神職の待遇も改まる道理で、あまり露骨な本能主義は浅ましい感じがする。(中略)神社を盛にする方法をとらないで、唯呼号するのは、到底成功すべきものでない。⁽⁶⁷⁾

神職が自らの待遇改善ばかりを主張し、神社自体に対する意識が後回しにされている現状を浅ましいと徹底的に批判しており、まずは「神様の待遇をよく」するべきだと訴えている。この中では神様の待遇向上のためとして、神祇教育をおこなって正しい敬神思想を養うことと、神社整理によって神社の維持方法を確立させることが重要と位置づけているが、このような神職そのものに重きを置くというよりはむしろ政策的視点から神社界の問題を取り上げる傾向が、『雑誌』には多いといえよう。また、他号の同コーナーには『雑誌』の認識を明確に示す次のような記述がある。

(とある質問者が―筆者註)「政府は何故神職を地方庁にて任免せしめ乍ら一方俸給を給与せず、只氏子の信仰に任せ報酬せしむるか」といふのだ。(中略)今の神社には、神饌幣帛料を供進して居るが、神社の経営は地方税からは出して居らぬ、又同じく社格を有して居る神社でありながら、幣饌料の供進せられて居る神社と居らぬ神社と、あるではないか。問題の根底は此所にある。同じ質問をするにも、何故神社本位の質問をしないで、神職本位の質問をするのであろう。次の様な質問が神職の俸給問題よりも先に出なければならぬ筈である。今の神社には、府県郷村社の社格を附して置きながら、何故神社の経費を府県郷村から供進せしめぬのかといつたなら、露骨な俸給問題をかつき出すよりは、高尚で而して目的も達せられるのである。⁽⁶⁸⁾

まさに核心を突いた指摘である。『会報』と『雑誌』、神職本位と神社本位。ここまでの峻別は出来ないが、その傾向は首肯しうるものであろう。神職現状打破論に関して振り返ってみても、『会報』が転任論や官選論、淘汰論や俸給改善論といった多様な議論・改善方法を提示し、神職任用令の改正まで求める姿勢を見せていたのに対し、『雑誌』は現状打破論自体の扱いが『会報』に比べて少なめであり、内容的にも、淘汰の断行を求める議論や俸給改善要求への批判といった、神職に付随する要素の改善よりもその本質の追及を第一とするたぐいの言説を多く打ち出していた。ただ、このような立場の違いはありながらも、神職現状打破論は当時の神社・神職関係者のあいだでかなり広がりをもち共通問題として認識されていたのである。

明治三十五年の内務省令第四号による神職任用規則の改正は、神職に自身の足元を見直させ、勉勵を促す契機となった。そしてそれに触発されるかたちで神職現状打破論と呼ばれる一連の議論が噴出してくる。それらの各議論は、現状打破の方法論としては互いに異なるものだったが、任用や待遇といった神職を取り巻く諸問題の解決を企図していたという点において、底辺では繋がっているものであった。このような多様な言説が全国の神職のあいだで共有され、議論が交わされたという現象はこれ以前には存在せず、明治三十三年の神社局成立の際、その反響としていくらかの意見が出されたものの、発展・浸透せずにとどまったこととは根本的に異なる現象であった。

このような多様かつ多数の議論が神職界で活発に行われることになった背景としては、①明治三十五年の内務省令第四号の影響の大きさ、②それに続く神社政策の影響、③雑誌という存在、④社会的な学識向上の機運が挙げられるだろう。

まず何よりも、明治三十五年の任用規則改正は、当時の神職の大多数が拠って立つところの「五代以上引続き其神社に奉仕したる者の子孫」、「判任待遇以上にあつたもの」という無試験任用条件を削除したという点で、その影響は大きなものだったに違いない①。この改正は、神職の試験及第必須すなわち神職の学識重視、さらに言うなれば神職の質的向上を目指すという政府の認識の表われであり、これに呼応するかたちでいっそう踏み込んだ、多種多様な神職改善論が提示されていったのである。そして、そういった議論が継続的に続き、多様な論が深められていった背景には、神社整理や神職養成部設立に代表される政府の一連の神社政策があったものと考えられる②。それらの新たな政策が打ち出されるたびに、従来議論されてきた問題が

再浮上してそれに関する意見交換が改めてなされ、議論が浸透・深化していったのである。もちろん、上述してきたような議論は、それを展開する場である雑誌なくしては存在し得なかった。その意味で、『会報』、『雑誌』という二大雑誌が出揃い、異なる傾向を有する両誌が記事を掲載していったことは議論の発展に寄与していたといえるだろう③。実は明治三十九年、突如として『会報』と『雑誌』の合併話が浮上したことがあった。結局はすぐに立ち消えとなったようであるが、当時の『会報』では、『雑誌』との明確な主義の相違から合併を強く反対する議論が出されており、両誌の差異は当局者にも意識され、それは誌上構成にも反映されたことと思われる。最後に、神職の学識向上をめぐる議論を後押しした社会的背景として、教育水準の上昇傾向が挙げられるだろう④。知識向上論を扱った史料中で言及されたような、中学校卒業生よりも劣った一般教養しか持ち合わせない神職が問題視され得たのは、裏を返せば学校教育の拡大と定着という社会状況が背景にあつたからなのである。例えば明治三十年に一一八校五万三千人だった中学生が、十年後の明治三十九年には二七一校一〇万九千人と二倍以上に増えたように、当該期は中等教育が幅広く普及していった時期であった。このような周囲の知識向上が、神職の教養の少なさを一層顕著なものとして映し出したのであり、それに追いつかねばならないという意識を生じさせたのである。中等教育の社会的浸透が日々進むなかにあつて、世界地理や歴史といった一般教養の点で遅れをとり、さらには国語漢文のような基本学力さえ危ういことがあると指摘された神職たちが、危機意識を強め、なかば追いつてられるように自らを発憤させようとしたことは想像に難くない。以上のような理由から、この時期に、神職現状打破論が盛り上がり

見せたのであった。

さて、神職現状打破論はどのような政策として採用・反映されていったのだろうか。この点を概観して、次章以降の展望としたい。

まず、神職現状打破論の二大要求の一方である神職俸給改善論への対処策は、各府県に委ねられた。地方における神社・神職関係施策の実行にあたっては、事務の簡便化を図る目的と地域の特性を考慮する考えから、執行如何やその具体的内容は地方適宜に任されることが多く、神職俸給令もその例に漏れなかった。既に明治三十四年の段階で神職報酬額を制定していた愛知県例があった一方、多くの府県は明治四十年前後に俸給規則を定めていくことになり、対応時期や内容に差異が見られることになる。この神職俸給規則に関しては、第三章で埼玉県の事例をとりあげながらその制定・改正過程を検討していく。

他方の神職改善論はどうかというと、それに含まれる数ある改善方法のなかで、政府が採用・実行に移したのは良神職養成論であった。政府は、国による神職養成に乗り出し、明治四十一年「神職養成部国庫補助に関する建議」を可決、翌四十二年に神職養成部費を予算に計上して皇典講究所内に神職養成部を設立する。結局、政府内での神職養成とはならなかったものの、皇典講究所に事業を全面委託するかたちで良神職の育成を図ったのである。この点に関しては次章で詳しく検討していきたい。

さて、従来、この時期の神職の主張を分析、紹介する研究はほとんどなく、あるとしても「俸給および登用規則の改善」といったような二大要求レベルの言及にとどまっており、神職の意見の諸相を捉えきれているとは言いがたかった。だが今回、『会報』、『雑誌』の二雑誌

を検討することによって、以下の点を明らかにすることができたといえるだろう。

①神職界の議論には、神職それ自体の向上を目指す神職改善論と、何よりもまず待遇改善を優先的に要求する神職俸給改善論の二大潮流が存在し、それらは神職をめぐる現実問題の解決を図ろうとする点で共通しており、神職現状打破論と呼ぶものである。

②神職改善論のなかには、官選論や一斉淘汰論など、さらに細分化して系統付けることの出来る多様な議論が含まれており、各論は互いを否定しあう性質のものではなく、ともに採用されることで効果があると考えられていた。

③各議論は『会報』、『雑誌』という性格を異にする雑誌上で展開され、両誌は各々、一定の傾向を有した議論を、数多く掲載していた。

④神職改善論のなかで政府が採用したのは良神職養成論であり、これは神職改善論のなかで最も現実的かつ穏便な議論であったといえる。

⑤神職俸給改善論への対応は、神職俸給規則の制定として各府県に判断が委ねられることになった。

この時期の神職たちのあいだには、神職界の課題を如何にして解消していくかという改善志向がうずまいていた。それは、社会から停滞を指摘される神職界において、前進を目指す大きな胎動であったといえるだろう。だが、このような問題意識をすくいあげるかたちで具体的な行政政策が実行に移されるのは、明治四十年代という明治の最末期を待たねばならなかった。

第二章 養成機関拡充と諸法規整備

第一節 諸種講習会のはじまり

明治期の神職たちはどのようなコースをたどって職に就いていたのだろうか。

第一章で見たとおり、明治二十八年の登用規則によると、社司社掌試験合格や家系・官位による試験免除以外の任用ルートには神宮皇學館卒業、皇典講究所学階所有による補任があった。シンプルな構造である。それが、同三十五年の任用規則によって任用の幅が拡大され、多様なコースが用意されはじめる。社司社掌試験及第者や神宮皇學館卒業者、皇典講究所学階所有でかつ祭式修了者のほか、教員免許状所有者や中学校卒業で祭式を修めた者など、神社界独自の養成ルートである皇典講究所や神宮皇學館を経なくても、祭式を修めれば神職となる道が開かれたのである。

この当時の神職養成所としては神宮司庁経営の神宮皇學館⁽⁷⁴⁾、皇典講究所経営の國學院という二大教育機関のほか、東京飯田橋の皇典講究所や全国各地の神職養成施設が用意されていた。全国各地の神職養成施設というのは、山口國學院、広島國學院、滋賀國學寮、宮城國學館、長崎皇典講究分所、大分講究分所、千葉講究分所等のことであり、ここでは多くの場合、講習会形式の神職養成を行っていたが、内容や講習期間は区々で統一されていなかった。⁽⁷⁶⁾ 複数の養成機関があったとはいえ、これら諸機関が擁していた学生の総数はせいぜい七、八百名程度であり、比較的大人数を抱える國學院や神宮皇學館の場合、卒業生

が神職となる道を選ばないことも多々あったことから、神職の充足には到底足りない状況だった。例えば、國學院で言えば、国史国文の研究を目的として入学する者が少なからずおり、また卒業生の多くが中等学校の教員となるといった事態が起きていたのである。⁽⁷⁹⁾ これらの諸機関は「純然たる神職学校」⁽⁸⁰⁾ではなかったであり、神職界からは当然ながら神職学校の設立を求める声が出ていた。⁽⁸¹⁾ これに応えるかたちで設置されたのが神職講習会であり、さらに神職養成部であった。明治四十二年の神職養成部新設によって当該期の神職養成ルートが完成することになる。

以下ではまず、神職養成部開設以前の状況から見えていくことにしよう。本節では任用ルートの全貌を明らかにすると同時に、特に神職講習会と祭式講習会、神職養成部に注目して検討を行う予定である。この三者は皇典講究所系の養成所という点で共通しているが、これらを取り上げるのは以下のような理由からである。まず神職講習会は、現任神職を対象とした唯一の養成の場であり、多くの神職が参加したと同時に、皇典講究所にとっても大きな事業だったという点で、当時の神職養成を検討する際、重視されるべきものと考えるからである。祭式講習会は、明治三十五年の任用規則改正に伴い重きを増した、祭式を教授する場であり、その開催回数多さと受講生の幅広さからも検討が必要と思われるからである。また神職養成部は、当該期の神職養成所としては最後発のものであるが、政府の手による「純粋な神職学校」を指向する初の機関であって、そこには神職改善を目指す政府の意図が最も明確に表れていると予想されるからである。

さて、皇典講究所は第一章第二節でも触れたとおり、有栖川宮職仁親王の令旨によって明治十五年に設立された養成・研究機関であり、

「国体の講明」と「徳性の涵養」を設立目的に掲げていた。同所は設立後、漸次全国に分所を設置して地域の皇学研究拠点とすることを目指した⁽⁸³⁾。神道事務局の生徒寮を分離独立させて生徒教育を引き継いだ皇典講究所は、皇典に明るく、知識と所作を身につけた神官の養成を大眼目としていたが、それに加えて大きな任務だったので、設立当初は本所・分所が管内の府県社以下神官の新採用試験を実施し、本所での試験及第者には学証を、分所での試験及第者には一、二等の仮学証を与えていた⁽⁸⁶⁾。これに続いて、翌十六年には、従来神官であった者も皇典講究所で試験を受け証書を受けなければならない旨の達しが出されたことを受けて、神官試験実施が同所の一層大きな職掌となったのである。明治十九年五月には後年まで神職任用基準とされる学階制度が整えられたが、ここでは一等学正から八等司業に至る一三等の階梯が定められ、学階に応じた試験科目が設定された(表3)⁽⁹⁰⁾。ちなみに皇典講究所の卒業生やそれ以前の学証・仮学証所有者には、試験を経ずに対応する学階を付与されることが定められた。そしてこれ以後、学階試験は時代の要請に応じて少しずつその内容を変化させていく(表3)。時代はくだって明治二十三年、山田顕義所長は事業拡張に伴って、「生徒養成の任」⁽⁹¹⁾を新設の國學院へ移管した。國學院は国史・国文・国法の教授を目的とした教育機関とされ、のち専門学校を経て大正八年に大学へと昇格することになる。

・神職講習会

さて、生徒教養を國學院に発展的に移管した皇典講究所ではあったが、國學院が純粋な神職養成ばかりを目指すものではなかったことは先に触れた。そのため明治三十一年の皇典講究所評議員会では「本所

表3 学階試験変遷表

月日	規則名	職階	試験種目	試験科目
明治19. 5. 27	学階選叙式	司業	第三種	日本紀講義書取 古事記同左 令義解同左 万葉集同左 作文二題祝詞・通俗文
			第四種	古事記講義書取 職原抄同左 土佐日記同左 作文一題
			第五種	古語拾遺講義書取 祝詞式同左 作文一題祝詞
明治23. 4. 15	学階授与規則 (学階叙選式を改正したもの)		試験科目は上記を踏襲。甲乙丙による成績区分や落第規定を設けて難化・厳密化させた。	
明治25. 2. 25			上記試験科目のほかに府県ごとの判断で祭典式を課すことを認めた。	
明治40. 2. 9	改正学階授与規則	司業	第三種～ 第五種*	道義(日本道義・神道史) 国史(神代史・日本歴史) 国文(古文中古文解釈・文法・作文(祝詞・記事論説文・普通文)・作歌(短歌)) 法制(古代法制の概要・現行神社法令)

*各種によって試験科目が異なるはずだが、差異の詳細は不明である。
[典拠]『國學院大學百年史 上巻』53、191～194、415～419頁。

表4 第一回神職講習会 講習科目及び講師

科目	内容	講師	毎週時数
祭式	作法、口授、練習	宮地巖夫	5
	同上	荻原巖雄	
	同上	久保恵鄰	
	同上	青戸波江	
道義	教育勅語	宮地巖夫	6
	神代記	井上頼因	
	古事記	飯田武郷	
国史	神皇正統記	今泉定助	5
	神祇史	佐伯有義	
	神社制度	同上	
国文	土佐日記	落合直文	4
	祝詞式	三木五百枝	
	統記宣命	丸山正彦	
	作文	荻原巖雄	
課外	本居豊顕、木村正辭、三上參次、中川友次郎による講義		

* 授業は毎日午後1時開始。
 [典拠]「第一回神職講習会」(『全国神職会々報』第9号(明治33年4月)37頁)。

は特に神祇に関する礼典作法及び専ら祝詞作文の業を修むべき科を設けて神職志望者の便益を図らん」ことが提案され、翌年それをもとに「神職に適応すべき学科速成の目的を以て神職講習会を設置」したい旨を内務省へ申請、これが認められ、明治三十三年に第一回神職講習会を開催するに至った。⁽⁹³⁾ 講習科目は祭式・道義・国史・国文の四科であり、五ヶ月二〇週に及ぶ講習には七〇余名が参加、五九名の修了者を出した。講習にあたっては井上頼因、飯田武郷、今泉定助といった著名な学者が講師をつとめ、課外講義でも本居豊顕、木村正辭、中川友次郎などその道の専門家が教壇に立った(表4)。

講習参加者の詳細ははっきりしないものの、官国幣社神職を中心とした上位層が主だったと推測される。講習会開催前に皇典講究所が内務省に提出した案によると、第一回講習会

表5 神職講習会参加者 県別人員

	一回			二回			三回			明治40年未まで合計			
	一回	二回	三回	一回	二回	三回	一回	二回	三回	一回	二回	三回	
北海道	1	—	—	2	6	5	4	37	山口	2	—	—	30
東京	5	1	11	2	—	—	4	37	香川	2	—	—	4
大阪	1	1	—	4	—	—	10	愛媛	4	—	—	6	
神奈川	1	—	—	1	1	—	9	高知	1	1	—	2	
兵庫	1	6	4	1	—	—	29	宮崎	1	—	—	1	
長崎	1	—	2	—	2	2	11	岡山	—	2	2	24	
新潟	4	1	3	—	2	1	48	栃木	—	2	1	4	
千葉	2	1	—	—	1	—	15	秋田	—	1	—	4	
奈良	2	1	1	—	—	1	6	熊本	—	—	1	3	
三重	3	—	2	2	2	1	10	福岡	2	2	1	11	
静岡	2	—	1	1	—	—	6	鹿児島	1	—	—	1	
滋賀	1	2	1	—	2	1	8	石川	—	2	1	8	
長野	1	5	6	—	2	1	19	山梨	—	2	1	2	
宮城	1	2	—	—	1	1	3	群馬	—	1	1	4	
福島	2	1	—	—	—	1	6	埼玉	—	—	1	2	
岩手	1	1	4	1	1	—	7	大分	1	1	—	5	
青森	7	—	3	—	1	—	16	広島	—	1	—	8	
山形	1	2	—	—	1	—	14	愛知	—	1	—	4	
富山	3	2	—	—	1	—	7	佐賀	—	1	—	9	
鳥取	2	—	2	—	1	—	9	京都	—	1	—	8	
鳥根	3	1	1	59	51	55	13	計	59	51	55	436	

[典拠] 第1回～3回については「第一、二、三回神職講習会々員県別人員調」(『雑誌』第1冊第2号(明治35年2月)44～45頁)。明治40年未までの合計は「神職講習会修了者数府県別表」(『國學院大學八十五年史』374頁)より抜粋。

は府県ごとに現任官国幣社神職から一、二名ずつ選んで参加させることを企図していたし、また、参加費用は自費、義援金、或いは差し支えない範囲で社入金から支出するよう指示されていたのだが、府県社以下神職が上京費・五ヶ月間の生活費等を支払うことができたとは考えにくいからである。皇典講究所は当初、全府県から参加者を募ろうとしていたようだが、実際の参加者の出身県には偏りがあり、また回ごとに変動があったようである(表5)。各回の細かなデータが第三

回分までしかないと確定的なことは言えないものの、東京、兵庫、新潟、長野や山口のように毎回参加者を出す府県がある一方で、神奈川や香川、愛媛や宮崎のように第一回しか参加しない県、反対に岡山、栃木、熊本のように二回、三回から参加する県があったことが分かる。偏りの要因としては府県の神社数や開催場所である東京との距離、あるいは皇典講究分所や地方國學院の有無が想像できるが、どれもデータとの整合性があるとは言えず、本稿ではそのときどきの各府県の皇典講究分所や神職取締所⁽⁹⁶⁾の積極性の差異によるものではないかと指摘するにとどめておく。

神職講習会はその必要性を認められて翌年以降も毎年開催されることとなり、講習会参加者は毎回五〇名を超えた。講習会の開催は社系雑誌の広告欄で告知され⁽⁹⁷⁾、その模様や成果は誌上で紹介されていくと同時に、地方での講習会開催の手法となっていたようである。そして明治四十二年には、神職講習会は神職養成部へと発展的に解消することになる。

・祭式教習会

明治三十五年の神職任用規則の改正によって祭式講習修了が学階所有者や判任待遇経験者に課されることになったのは前述のとおりである。学階試験では神職たるに必要な学問知識が問われ、祭祀にあたる動作や立居振舞いといった実践部分は試験科目に組み込まれていなかった。そのため、祭祀を重視する傾向をみせた任用規則改正によって神職の必修事項とされたのである。皇典講究所では旧儀文献の調査すなわち諸礼典の研究も行っていたが、政府のこのような意向を受けて祭式教習会の実施と祭式試験の規定制定を担うことになった。

第一回祭式教習会も雑誌に広告を掲載して参加者を募り⁽⁹⁸⁾、明治三十

五年十二月におよそ七〇名を集めて開催された。祭式教習会は一期五週間（週二四時間の授業）のなかで、着座、起座に始まり祝詞奉読や玉串・神饌献備、祓の行い方に至るまで祭式の所作を伝授することを目的とした。教習会は皇典講究所で年二回開催されるほか、希望に応じて地方への出張講義も行われ、明治四十年末までの修了者は一七五人を数えた。地方における出張教習を要請するには三〇名以上の参加者が必要だったが、実際に東京・大阪・岡山・島根・滋賀など一二府県で実施されたという。そして祭式教習会も神職講習会同様、神職養成部内の祭式講習会へと名前を変えて継続していくことになる。また、祭式教習にあわせて祭式試験規定も定められることとなり、これによって神職任用規則に明記された「祭式を修めた者」という条件が、祭式講習修了もしくは祭式試験合格によって充たされることになったのである。⁽⁹⁹⁾

ちなみに、神職講習会は参加費三円、祭式教習会授業料は八円、祭式試験受験料は二円五〇銭（証明書料は別途一円）であり、神職講習会や祭式教習会に参加するにはひと月一五〜三〇円的生活費（宿代・食費など）やその他往復旅費や雑費が必要であった。⁽¹⁰⁰⁾米一石が一五円前後だったことを考えると安い出費とは言えなかっただろう。⁽¹⁰¹⁾

第二節 神職養成部の成立

明治四十一年二月、神社関連議員によって「神職養成部国庫補助に関する建議案」が衆議院に提出された。この建議案は神職界の意向を受けて提出されたものと見て間違いない。神職界が政府の手による神職学校の設立を望んでいたことは第一章で触れたとおりであるし、同建議案の提出者である小田貫一、恒松隆慶は、神職界と政界のパイプ

役として活躍した人物で、それまでも神社局設立運動や官国幣社国庫支弁、府県社以下神社神饌幣帛料供進をはじめとする神職界の懸案事項を政府に働きかけてきた実績があったからである。

当時の政界には神社関連議員と呼びうる一連の議員が存在していた。大津淳一郎や早川龍介、恒松隆慶や小田貫一、滝口帰一、内藤正義といった議員たちがそうであり、彼らの功績は『会報』でも評されているが、なかでも大津と早川はその中心的存在だった。大津淳一郎は早くから自由民権運動に参加した茨城県選出の衆議院議員であり、その所属政党は、立憲改進黨―進歩党―憲政本党―立憲国民党―立憲同志会―憲政会―立憲民政党と、改進黨―「民党」系あるいは反政友会系で一貫していた。その一方で早川龍介は、愛知県選出の衆議院議員であり、大成会―国民協会と「吏党」に所属、その後帝国党を経て政友会に転属したのち同志会―憲政会へと移った人物である。つまり大津と早川は、明治年間を通じてほぼ常に政治的には対立する党派に属していたということになる。議院内保守派の早川と、自由民権運動経験者の大津が、神社に関連する議題においては連携した動きを見せていた事実は、神祇崇敬に関する彼らの論理が所属党派を問わず、また時期を問わず、議会に存在する共通のイデオロギーとなっていたことを象徴しているといえよう。⁽¹⁰⁾ もちろんこのような広範な関係議員を持つことは、神祇関連の議案を特定党派の私的な願望以上の民意として主張する際に有効的でもあった。⁽¹¹⁾ 実際、衆議院に提出された多くの建議案や請願はその大半が可決もしくは採択されているのである。

このようななか委員会の議題に上った「神職養成部国庫補助に関する建議案」であったが、以下でその議事過程を見てみることにしよう。⁽¹²⁾ まず、島根選出、政友会所属議員である恒松隆慶が提出理由のあらま

しを述べた。長文にわたるが、引用する。

近来神社の保存事なども、勅令等が出るやうになって、地方でも到底維持がむづかしいやうなことで、郷村社なども非常に合併致して居る、それで稍や神社の保存の途は見込が就きかけて居るやうな有様であります、偕それに事へるところの「1」神職の有様は、実にどうも驚いた者であつて、折角合併した郷村社にも相当の人を求めることが出来ない今日の有様で、或は五社六社兼務すると云ふやうな理窟である。然るに其兼務する神社はどうかと云へば、祭祀に付ても碌々祝詞を上げることが出来ぬと云ふやうな人もあつて、到底今日のやうな有様では、実は我国の特殊の事情のある神社に對しまして、何とか途を着けなければならぬと思ふ、そこで此神官の養成の途は東京には皇典講究所もあります、で其方で一つ是等の養成の途をもう少し拡張して――現在多少の途は皇典講究所の方では手を着けて居るさうであります、なかなか神官の試験などがあつても、斯う云う養成の途がなければ、其人を得ると云ふことは出来ないであります。「2」是は大した金額でもございませぬけれども、凡そ三万円位の金額を以て扶助が出来たなれば、将来に向つて相当の學術礼典を講究するところの機関を備へるところの、神職養成の途が就いて来やうと云ふ有様で、吾々は今日の現職の有様をどうかして進めたいと云ふ考えであります。「3」何分一般の神職の現在の有様は誠に微弱なものであつて、到底神職が金を助け合つて完全な事をするには到底為し難いことであるのです。

恒松は、まず、「1」量的、質的に問題のある神職の有様に言及し、国と特殊の関係のある神社のことなので、何とか手を打たねばならないと切り出す。そして、神職養成は皇典講究所が着手してはいるものの、きちんとした養成の途がなくては適当な人物を得ることは難しいと続け、その達成のためにも「2」三万円補助をもらえれば、学術礼典の講究機関を備えた神職養成の途もひらけるだろうと訴えるのである。なにしろ「3」神職たちは微弱であり、互いに資金を出し合っ

て自ら修養を成し遂げることは難しいのである、と。恒松に続いて、社家出身で広島選出の小田貫一が皇典講究所の厳しい経営状況を指摘した。

提出者たる私から大要を述べますが、(中略)今日政府の方でも、神職なるものはまるで棄置くのでなく、即ち理由書にも書いてあります通り、皇典講究所なるものがあつて、即ち明治十五年有栖川一品親王を総裁として設置したものがあつた。之に対して「4」神官の試験其他神職の講習会、或は祭事の講習会と云ふものを委託すると云ふ形になつてある。神社に仕へる神職のことは内務省直接に之を扱はず、皇典講究所に其養成を任せて居ると云ふやうな今日の現状である。(中略)「5」で今日も講究所なるもの、なすところは、殆ど力を尽して居るが如く見えますけれども、何さま経済と云ふものになつては、所謂地方神社の寄付とか、もしくは有志者の寄付金とか、又生徒を扱ふために多少の収入金と云ふものがある。或は神官の試験のために寄付金をさせたところのものと云ふが如き、誠に経済も微々たる憐なる有様で今日維持して居る次第、此の如き有様である故に、到底神職と云ふもの、養成

と云ふ事柄は目的通りに行つて行くことのできない現況であります。(中略)故に此建議案を出して唯今恒松君が云はれる通り、「6」吾々の見込では凡そ三万円ばかり七箇年位年々補助して参れば、今日の憐なる神職の有様も稍や改善する見込が立ち、従つて神社の尊厳を維持する途も達するであろうと、斯う考へまして本案を提出したやうな次第であります。(中略)

小田は、「4」皇典講究所は委託されて神職試験や講習会を実施しているが、内務省は神職養成に直接手を出していないのが現状であると内務省の神職養成への没交渉ぶりを指摘している。そのうえで皇典講究所の実情はどうかというと、「5」神社や有志による寄付金頼みの微弱な経済状態であり、到底神職養成を目的どおりに遂行している状況ではないというのである。それゆえ、政府が「6」年三万円ずつ七年ほど補助していけば、神職の貧状も改善の見込みがたち、神社の尊厳も維持できるだろう。このような意図から建議を提出した、と説明する。ちなみに年三万円の支出内訳は「三万円の内一万五千元は養成部の費用とし、五千元は地方講習及本支部講習費、一千元は礼典調査費と云ふことに金を要する」という算段であつた。

実は皇典講究所の苦しい経済状況は設立当初から続いていたものだった。同所の収入は主に各神社(特に官国幣社)からの課出金に頼っており、官国幣社には社入金の一割を寄付するよう指示が出されていた。しかし各神社の収入は人民の信仰に基づくものであるため社入金自体が確定的なものではなく、それゆえに皇典講究所の財政基盤も安定しなかつたのである。さらにいえば、当時の皇典講究所は明治三十九年に見舞われた火災によって復興拡張計画の途上にあつた。建

物・設備の新築・整備費用八万円弱のうち四十一年までに集まったのはわずか一万四千円余り、銀行借入金の子返済に追われて負債は膨らむ一方で、三十九年、四十二年には下賜金を願い出て何とか凌いでいる有様だったのである。⁽¹⁰⁾

このような恒松・小田の要求に対して、政府委員として発言した内務省神事局長水野錬太郎は以下のように述べて補助金支給に難色を示した。

神職を養成すると云ふことは、それは極めて同情を表すところであるのであります。併ながら此事だけは申上げて置かねばなりません。それは「7」国庫からして費用を補助して神職を養成しなければならぬと云ふまでに迫って居るかどうかと云ふことになりますと、それ程のことならば既に今日やらなければならぬのでございますが、今日国費多端の際に国庫から補助してやらなければならぬと云ふことは認めて居りませぬ。併ながら今日と雖も尚今後と雖も神職に相当の学術を与え立派な人を神職にすると云ふことは、是は極めて必要のことと思ひます。此点に於ては敢て異議はないのでございます。唯国費から費用を出すことが出来るかどうかと云ふことは、それはどうも明言ができません。

神職養成の必要性は認めながらも、「7」国庫多端の折、国から補助金を拠出してまじなければならぬこととは思えない、ときっぱりと言いつついる。水野錬太郎は、「私は嘗て内務省の局長としては是非宗教局長か神事局長になり、神社、宗教といふやうなことを研究したいといふ念願であつた⁽¹⁰⁾」とのちに語っているように、神社行政

に積極的に取り組んだ人物である。この言葉は後年の回想であり、彼が就任当初からどの程度の思いを神社行政に対し抱いていたかは差し引いて考えなくてはならないが、それでも、事実、水野神事局長のもとでは官国幣社経費国庫支弁化や府県社以下神社神饌幣帛料供進、神社整理といった大きな課題が順次達成・実施されていった。そのような神社行政に理解を持っていた水野錬太郎をしてためらわせる三万円の内庫補助要求だったのである。

水野の難渋に対し、恒松は「費用のことは兎も角、大体に於て此事を必要であると認める以上は……まあさう云ふことであれば、此建議が成立って通過したならば、十分此建議を容れて戴くと云う希望を致して、どうですかもう決議しては。別に異論がなければ今日決議しては……」と発言して採決を促した。この発言からは、補助金の有無は措くにしても、政府の手による神職養成の必要性を政府自身に認めさせることを重視していた神職関連議員の姿がうかがえる。予算獲得以上に政府に必要性を迫ることが大事だったのである。結局、同建議案は満場一致で可決され、翌四十二年の内務省予算には神職養成費が組み込まれることになった。しかし内務省が委員会に提出した予算は神職養成費八千円、調査費用二千円の計一万円であり、最終的に神職養成部に割り当てられた費用は七千二百円にすぎなかった。衆議院予算委員会席上で予算の減額請求についてその理由を質問された一木内務次官は、内務省も神職養成の必要性は感じてはいるものの「何分財政の都合もあつて、一時に多額の金を計上する訳に参らず、先づ取敢ず是だけ要求した」と述べ、「是で目的を達し得るや否やは固より十分なこととはむづかしいが（中略）漸次神職の改良を図りて往く上に於ては、余程効があらうかと思つて居る」と神職養成の端緒として養成部設

置を位置づけた⁽¹⁰⁾。政府の明治四十二年予算方針は「一般の経費は之を緊縮し新要求は成べく之を見合せ、又既定計画の分も成べく節減する」、「既定の継続費は年割額の変更などによって変更（縮小）する」といった縮小路線だった⁽¹¹⁾。内務省予算に関して言えば、地方改良事業奨励費四万三千元（貯蓄奨励費など）や釧路築港費三万円、軽便鉄道一〇万円などが認められた一方で、横浜の水道補助費は三年で一七五万円の予算計画に対し同年度は一万円となり、小樽築港は繰延べとされている。また文部省管轄事業について言えば、高等学校その他の創立費が繰延べに、普通教育奨励金が予定より一〇万円減ぜられた一五万円とされるなど、繰延節減は多方面にわたった⁽¹²⁾。このような新規事業の神職養成部補助費が小額ながら認められたのは、評価に値する成果だと思われる。

明治四十二年五月、神職養成部は内務省管轄事業の一環と位置づけられたうえで、経費七千二百円をもって皇典講究所にその運営・実施が委託された。三万円の補助は実現しなかったとはいえ、当時の皇典講究所・國學院大學の予算は併せて二万円程度であり、予算七千円を超える神職養成部の運営は、経費の点からいえば國學院を上回る、大きな事業といえた⁽¹³⁾。皇典講究所にその任が委ねられたのは神職養成に実績があったためであり、委託とはいっても国庫補助が組まれたという点でそれまでの神職講習会等の委託とは異なるものであった⁽¹⁴⁾。支給額に不満は残るものの⁽¹⁵⁾、その位置づけにおいて神職養成部は、神職界の要求に応えたものと評価されただろう。

では神職養成部においては如何なる事業が行われたのだろうか。神職養成部には神職教習科、神職講習科、祭式講習科の三科が置かれることになった。神職教習科は神社知識のない素人を対象とした学科で、

卒業と同時に神職任用資格が付与されるコースであり、神職講習会は現任神職を対象として、神職たるに必要な学術祭式の講習が行われた。祭式講習会は神職・素人に限らず希望者に祭式を教授し、修了証を与える場であった。ちなみに、これら三講習は国庫金によって実施されたものだったため、参加者には授業料や証書料その他の料金は一切からなかった。

神職教習科は一〇ヶ月の受講期間に倫理、歴史、国文、法制、礼式を習得することが目指され、卒業者にはその成績により一以下六等までの学階司業（すなわち社司以上の階位）が授与された⁽¹⁶⁾。受講生は地方庁の推薦者（各二名、補欠一名）と一般からの志望者によって構成されることになったが、初年度の神職教習科には一〇六名（うち各府県知事の推薦による者一〇二名）が参加している⁽¹⁷⁾。そして地方庁の推薦にせよ一般志望にせよ、その受講資格は「中学第三学年若くは之に相当せる学校の課程を卒たる者」もしくは「前項と同等の程度に於ける左の学科試験に及第したる者 倫理 国語 漢文 歴史 地理 算術」と規定された⁽¹⁸⁾。この規定の示すところは、一般教養をある程度身につけている人物に専門知識を教授していくという姿勢であり、そこには学問的ベースの整った層を対象とすることで神職を速成しやすくすると同時に、普通学の素養のある人物を神職にしたいとの思惑が読み取れる。第一章で述べたとおり、神職の教養の無さがその社会的地位の低さの所以であると考えられていたことを思えば、この規定の意図は十分察せられよう。神職教習科での講義科目は表6のとおりである。古道概要、神祇史あるいは神社制度や祭式といった神職ならではと領ける科目がある一方で、外国史や国文、法制大意のような一般教養に分類できる講義も行われていたことが分かり、ここからも専門

表 6 神職教習科 講義科目

科目	第一学期		第二学期		第三学期	
	内容	毎週時数	内容	毎週時数	内容	毎週時数
倫理	勅語勅諭詔書等	1	同左	1	同左	1
	古道概要	2	古道要義	2	同左	2
歴史	神祇史	1	同左	1	同左	1
	古史概要	2	古史要義	3	同左	3
	本邦史	3	同左	3	同左	3
	外国史（中学四五年程度にて其大要）	3	同左	2	同左	2
国文	国文選三	3	同左	3	同左	3
	国文選一	3	同左	3	同左	3
	文典	2	同左	2	同左	2
	作文	1	同左	1	同左	1
法制	神祇に関する法制史日授	1	同左	1	令義解、職員令、神祇令	2
	神社制度口授	2	同左	2	同左	1
	法制大意口授	1	同左	1	皇室に関する諸典禮	1
礼式	祭式	4	同左	4	同左	4
	計	29	計	29	計	29
課外	各専門家講演 講演 練習 雅楽					

* 国文選は徒然草・大鏡・枕草子などを扱う講義である。
 【典拠】「神職養成部規則」（『雑誌』第8冊第5号（明治42年5月）58頁）。

に偏らない普通学を有する神職の育成が目指されていたことがうかがえるだろう。

神職講習科は、現任神職を対象とした学術祭式の講習を年二回、各一〇週の期間で開催した。明治四十二年五月に定められた神職養成部規則中の神職講習科目は、九月一日の開講に向けて制定直後に改正が加えられ、講義詳細が規定されたが、その講習科目が次頁の表7である。第一回神職講習会での講習科目（表4）と比較してみると、まず法制という科目の新設が目にとまる。それまで国史の一部として扱われていた神社制度が、現行神社制度と制度沿革史として教授されるようになったのである。また歴史に割かれる時間が増えてその内容が細分化されるとともに、神道哲学要義なる授業が二〇時間にわたって行われるようになった。

この神道哲学要義を担当したのは近代神道学の祖、田中義能である。東京帝国大学において井上哲次郎のもとで教育学と神道研究を行った田中の根底には井上の国民道徳論の影響もあって、教育勅語に道徳の本源を求め、万世一系の皇室を機軸に据える忠孝思想が流れていた。しかし明治四十一年頃からは、神道こそが国の道徳・行動規範であり、超歴史的な民族精神であるとする独自の論を展開するようになり、「教育勅語の神道の解釈の先駆者のひとり」と称される思想体系を完成させていく。神職養成部開講の明治四十二年頃は、田中がちょうど学問的な展開を見せ始めるころであり、どのような講義を行っていたのか興味深いところである。田中の行った講義内容とまではいかなくとも、歴史的に、あるいは日本という社会のなかで神社がどのように位置づけうるか、といったテーマで講義を進めたであろうことは「神道哲学要義」という科目名からも推測されるが、神社制度や神社史と

表7 神職講習科 講習科目

科目	内 容	総時数
倫理	倫理大意	21
	道話	15
歴史	神代史	20
	神武天皇より奈良朝まで	15
	平安朝より明治まで	20
	神祇史	15
	神道哲学要義	20
	支那史概論	5
国文	祝詞宣命風土記類及作文法	18
	祝詞作文及講評	10
	名文評釈	12
	万葉集論評釈	6
法制	神社制度（現制）	15
	神社制度の沿革	10
	令義解（神祇令）	10
祭式	行事作法	25
	衣紋	5
	儀式次第	15
	調度装束	10
講義	詔書	4
	勅諭	4
	神社要綱	8
	神社建築	8
	勅語につきて	6
	有職故実（博物館等実地示教）	10
	其他	13
	計	315

〔典拠〕「神職養成部規則中改正」（『雑誌』第8冊第9号（明治42年9月）50～51頁）。

は神社の国家的意味、そして本国・外国史や国文に至るまで、多くの知識が神職に求められるようになっていた状況が透けてみえる。

祭式講習会について言えば、師範科と普通科に分けて実施されることとなり、前者は地方における祭式の師範となる者の養成を目指した講習、後者は一般生を対象として行われた講習であった。普通講習が最も多く開催されたものの、師範講習以外にも官吏を対象とした講習や、祝詞も同時に教授する講習など、必要に応じて多様な内容で実施されたようである（表8-iii）。

いった神社をめぐると、神社の歴史的・社会的意味にまで踏み込んだ授業がカリキュラムとして組まれたことは、大きな変化だといえよう。⁽¹⁹⁾

さて、神職講習会講義科目の変化の話にもどると、少ないながらも、外国史（中国史）の時間が設けられており、これは神職教習科とも共通する変化である。また、従来の習会が二〇週の会期で実施されたの 비해、明治四十二年以降の神職講習科では一〇週間で多岐にわたる講義をこなすよう定められており、前者が週二〇時間の講習（課外講義は含まず）だったのに対し、後者は三二時間（講義を含まない場合は計二八・五時間）と、拘束時間も大幅に増加していることから、講習自体がハードなものになったことをうかがわせる。以上のような講習内容の変化からは、自らが拠って立つ神社制度や神社史、さらに

に委託し、八千円の費用を支給した。神職養成部三科の大正七年までの実績が表8である。一目見て退学者や不合格者の多さに気づく。神職教習科参加者の二〇%、神職講習科の一二%以上が修了に至っておらず、教習・講習の厳しさがうかがえる。なお、この神職養成部の三科設置によって、当該時期の神職養成コースは完成した。⁽²⁰⁾ 明治四十二年七月、前月の神職教習科開講を受け、政府は明治三十五年の神職任用規則を改正し、第十一条第四項に「内務大臣の委託に依り開設せる皇典講究所神職養成部神職教習科卒業の者」を加えた。これによって完成した神職任用ルートの概念図が図2である。神職となるのに多様なバイパスを用意することで、有為な神職を積極的に採用しようとしていたのである。

このような中央における神職養成と前後して、各地でも講習会が開

表8 神職養成部実績

表8-i 神職教習科 (人)

年度	入学者	退学者	不合格者	卒業者	聴講生
明治42年	100*1	10	26	64	4
43年	79	12	4	63	1
44年	93	5	7	81	2
大正元年	98	10	7	81	7
2年	117	13	8	96	3
3年	97	15	13	69	1
4年	106	4	9	93	11
5年	104	10	13	81	4
6年	82	7	10	65	4
計	876	86	97	693	37

表8-ii 神職講習科 (人)

年度	入学者	退学者	修了者	聴講生
明治42年	115	22	93	4
43年	66	11	55	—
44年	53	5	48	12
大正元年	55	8	47	13
2年	56	5	51	18
3年	57	8	49	22
4年	49	3	46	23
5年	33	1	32	15
6年	62	3	59	19
計	546	66	480	126

表8-iii 祭式講習科 (人)

年度	師範講習	普通講習	官公吏講習	祝詞科兼修*2	奏任待遇神職講習
明治42年	62	—	—	—	54
43年	31	148	—	—	8
44年	—	67	38	—	—
大正元年	—	62	9	—	—
2年	—	89	—	78	—
3年	—	105	—	93	—
4年	—	66	37	65	—
5年	—	105	—	95	—
6年	19	81	—	57	—
計	112	723	84	388	62

*1 本文で言及した数字とは異なるが、そのままとした。

*2 祝詞科兼修の数字は、普通講習受講者中、祝詞講習も受けた者を表す。

[典拠]「神職養成部実績」(『國學院大學百年史 上巻』448~449頁)。

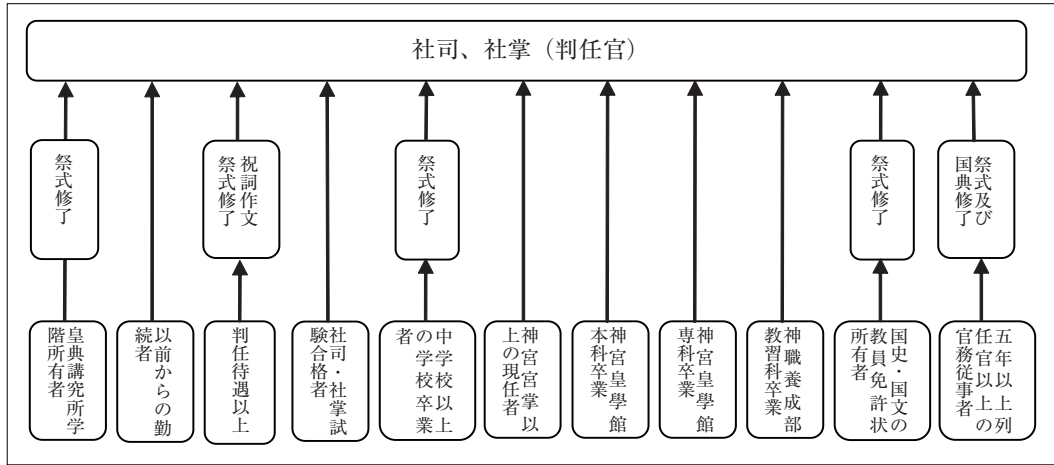
催されていた。地方での神職講習会の嚆矢は定かではないが、明治三十四年末既に埼玉県において雅楽講習会が開かれたとの彙報が『会報』に掲載されており、以後も全国各県の事例が続々と誌上で紹介されていく。そのようななか、明治四十四年の地方長官会議の席上、とよきの内務大臣平田東助が演説を行い、各府県に神職養成への一層の尽力を求めた。

平田内相は、神職の任用ならびに養成について言及した際、「地方に於ても漸次神職講習を催せるものあり」ることを歓迎し、その具体的な進展状況について「県郡費を以て神職養成の業を補助せるもの約一

九県に及び、進んで地方神職俸給手当に就き其の給与規程を設け以て地位の安固と待遇の改善とを計れるもの一府一六県にして、神職に対する教養待遇の途両つながら漸く其の緒に就かんとするに至れり」と紹介している。しかしながら、それに続けて神職の問題状況を次のように論じている。

全国現任神職の経歴を見るに神職試験合格者三百四十九人、神宮皇學館及國學院卒業生百人、神職養成部卒業生四十人、中学以上の学業を了りたる者及国史及国文の教育免許状を有する者二百二人、通計六百九十二人を算すと雖も、之を全国十四万の神社に奉仕する現任神職一万四千余人に比すれば其の数極めて少く、自余は格別の学歴(ガク)を有せず従前の勤続者たるの故を以て其の職に居る者多きを占むるを見る。素より是等神職の中には郷党里閭の間に

図2 神職就任経路



* 明治44年3月末時点で所有資格の多い順に左から並べた。
 [典拠]「官国幣社及神宮神部署神職任用令」、「府県社以下神社神職任用規則」より作成。

表9 神職資格一覧 (人)

	全 国		埼玉県	
	官国幣社 禰宜主典	社司社掌	官国幣社 禰宜主典	社司社掌
神職試験合格者	5	344	—	4
皇典講究所学階所有者	131	7,481	—	278
神職養成部教習科卒業生	9	31	—	—
神宮皇學館卒業生	21	54	1	—
国史国文科の教員免許状所有者	6	8	—	—
官公立中学校又は之と同等以上の官公立学校卒業生	6	183	—	2
判任待遇以上の職に在りし者	70	1,242	—	17
神宮神職たりし者	44	175	—	—
従前の神職勤続者	156	4,056	5	176
計	448	14,474	6	477

* 上記は明治44年3月末日調査による数字である。
 [典拠]「神職に関する参考資料」(『埼玉県庁文書』明2421-68)。

於て相当の徳望と信用とを負ふもの之あるべしと雖も、地方の範たるに足るべき適応の学識素養等尚ほ未だ充分ならざるものあるは洵に遺憾に堪へざる所とす。依て將來其の任用を重んずると共に一般に神職を通じて其の人格の修養と学識の開発とに就き一層考慮せられんこと望む。¹²⁾

正規の試験を経た学歴や一般教養を持たず、「地方の範たるに足るべき適応の学識素養等尚ほ未だ充分ならざる」神職の多さを、具体的な数字を挙げて指摘しているのである。この時期の神職の保有資格のなかで最も多い学階は、皇典講究所の学階試験に及第して授与されるものであり、それなりの資格と認められてもよさそうなものだが、内務省の要求するレベルのもではなかったのだろう。それを踏まえて神職の資格数を見てみると(表9)、政府が求めるレベルの学歴を有する神職は実際に極めて少数だったことが分かる。神職資格として多い順に皇典講

表10 全国神職講習一覽

	県費補助 (円)	明治三十九年 以降郡費補助 (円)	学術並祭祀 講習回数		県費補助 (円)	明治三十九年 以降郡費補助 (円)	学術並祭祀 講習回数
北海道	—	—	1	青森	140	—	21
東京都	—	—	48	山形	500	196	20
大阪府	—	—	26	秋田	232	—	6
神奈川県	—	—	5	福井	—	—	6
兵庫	200	120	4	石川	300	160	3
長崎	—	—	6	富山	—	—	回数未詳
新潟	200	—	25	鳥取	—	—	6
埼玉	—	—	6	島根	—	—	20
群馬	300	2,050	28	岡山	300	390	37
千葉	200	—	回数未詳	広島	—	—	回数未詳
茨城	—	—	8	山口	1,000	—	12
栃木	250	125	回数未詳	和歌山	210	50	4
	—	—	祭式講習会を 各郡に開催	徳島	240	—	2
奈良	405	—	回数未詳	香川	190	—	5
三重	—	—	回数未詳	愛媛	400	566.8	29
静岡	—	—	8	高知	—	—	6
山梨	—	—	18	福岡	—	—	26
滋岐	—	40	回数未詳	大分	—	—	1
	300	20	23	佐賀	—	—	2
	—	—	6	熊本	—	100	7 他に祭式講習 会回数
長野	—	—	30	宮崎	—	—	2
富山	—	—	21	鹿児	200	—	回数未詳
福島	—	—	4	沖縄	—	—	—
岩手	285	—	回数未詳	合 計	5,852	3,817.8	475 其他回数未詳

*明治44年4月以前のデータであると推測される。
 [典拠]「神社に関する参考資料」(『埼玉県行政文書』明2421-68)。

究所学階所有者、従来の神職勤続者、判任待遇以上経験者と続くが、これらは平田が言及した学識素養上問題のある神職たちであり、この三資格が全体の八八%を占めているのである。ここで言う従来の神職勤続者とは、おそらく明治十六年の内務省の指示に従わず学階試験を受けなかった神職を指すのであろう。ところで、神職養成部神職教習科は、前々年に開講したばかりで未だ四〇名の神職を輩出するにとどまっているが、それでも本来ならば表9調査時点において教習科第一期生六四名が卒業していたはずである(表8)。卒業生の三分の一は神職にならなかったということであり、神職養成学校として設置された神職教習科であっても、卒業生の神職としての進路が振るわず、政府の期待する良神職の増加には結びつかなかった様子がうかがえる。だがそれは、神職という仕事に魅力がなかったために引き起こされたと言うよりは、むしろ従来の神職が多くの神社を兼務しており神職のポストに空きがなかったことによっている。神職就職希望者には就職難の状況だったのである。

以上のような現況を踏まえ、各地でも神職の学識向上のための講習会が開催され、県費や郡費による補助も行われていた(表10)。講習回数が未詳の県も多いものの、府県によってだいぶ差があったようで、皇典講究所主催の神職講習会参加者(表5)をこれと比較してみると、各府県の講習会参加人数と講習会開催数

にはおぼろげながら相関関係あるようにも見受けられる。講習会参加の多い府県は各々の講習会も熱心に行ったということなのだろう。その一方で埼玉県などは皇典講究所開催の講習への参加者は少なく県下の講習回数が多くなっており両者の相関関係は見られないが、同県は早くから独自の神職講習会を開いていたために皇典講究所の講習会への参加が少なかったのかもしれない。いずれにせよ、講習会回数の各府県ごとの差異は、開催を決定する各府県神職会の熱心さ如何に起因しているものであった。神職講習会への県費補助をめぐる議論については、第三章において埼玉県の事例を挙げて検討していく。

第三節 職掌拡大と諸法規整備

神職任用のルート整備については前節で詳述したが、それと並行してその職務内容にも順次規定が加えられていった。以下では神職の職掌の明文化・拡大の過程と、それによって改正された任用規則を検討していききたい。

明治四十一年三月、神社財産に関する法律が制定された⁽¹⁴⁾。そして同年のうちに、神社財産の登録に関する件（勅令第一七七号）や神社の財産登録及管理並会計規則（内務省令第一二二号）といった関連法規が漸次定められていく。この発端は政府による「神社財産に関する現行の規案」の提出であったが、その提出理由は「神社財産に関する現行の規定と云ふものは甚だ不備であるのみならず、様々な法律が出されているため、明瞭を欠く状態になっており、弊害が多い」ため「これらを纏めて法律を統一したい」というものだった⁽¹⁵⁾。同法案は貴族院で可決されたのち衆議院に回して審議が行われ、ここでは神社財産の管理者に関して多くの議論が交わされた。氏子総代や「信徒総代と云ふもの

が総て神社のことを扱って居る所」があり、彼らが「勝手のことをして」「私の為にするやうなことがある」という旧弊が問題とされたのである。これに対しては水野神社局長も「自分が監理して自分が処分する云ふと、多くは弊の生ずるものである」として、氏子信徒あるいは神職によって神社財産が勝手に処分されたり、私的に流用されたりしている現状を阻止する必要があると応えている⁽¹⁶⁾。神社は「法律上権利義務の主体」であり、個人あるいは集団がその財産を恣意的に処分することは禁じられていたのだが、明文化はされていなかったのである。このような議論が反映されて、神社財産に関する法律では神社財産の処分には地方長官の了承が必要であること、財産処分に当たっては神職や氏子総代及び崇敬者総代がその財産を取得できない旨が明記された。この法律は神社財産の適正な処理とそれによる神社経営の安定維持を目指したものであったが、その意味では同時期に行われていた神社整理もこの神社財産に関する法律と同じ性質を持っていたといえる。神社整理の場合は祭祀実態のない神社を合併し、合祀された神社の財産を合祀先神社の所有とすることで、神社の経営を安定させ、それによって神社崇敬の念を高めようとしていたのであった。

このような神社経済の適正化を目指した法律に続いて、それを補強・具体化した諸法令が出されていくことになる。四十一年七月の神社財産の登録に関する件（勅令一七七号）では不動産や宝物といった神社財産の登記徹底を指示し、続く神社の財産登録及管理並会計に関する件（内務省令第一二二号、以下会計規定）では神社財産関連諸業務の詳細を定めているが、後者は会計事務を神職の職掌と規定したという点で特に大きな意味を持つものであった。その一部を抜粋したものが以下である。

第三章 会計

第七条 会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第八条 毎年度収入支出は予算を定め毎年二月末日までに地方長官の認可を受くへし。之を変更せんとするとき亦同じ

第九条 収入支出は神職の職名を以て之を執行すへし

第十条 収入支出は帳簿に記入し記入毎に神職検印を捺すへし

(中略)

第十四条 基本財産は其の神社維持の爲己むを得ざる場合に於て地方長官の認可を受くるに非されは之を費消することを得す

(中略)

附則

本令中第三章会計に関する規定は地方長官の指定したる神社に之を適用す⁽¹²⁾

会計年度を定めて正確な帳簿記入を求めると、公的な収支枠組みを神社経済にも適用するとともに、神社に関わる会計を神職が一元的に管理し、それを第三者である地方長官が監督することによって、神社財産を正しく維持していこうとする姿勢が表れている。ここに見られる金銭管理者の明確化とそこへの監督強化は、部落有林野統一運動に代表される、公費―私費の峻別を目指した地方改良事業と同じ方向性を有している。神社の所有する財産を氏子や神職あるいは村・部落の共有財産と捉えがちだった従来の習慣を改め、明確な線引きを行ったのである。なお、この会計規定は全神社が対象とされたわけではなく、附則にも記されているように、地方長官によって指定された神社

のみに適用されるものだった。⁽¹³⁾とはいえ、このような財産に対してはじめある姿勢は、本来全ての神社に求められたものだったに違いない。おそらくは、地方庁の負担となる監督業務量への配慮から、神社の財産規模の多寡を勘案して一部神社がその対象とされたに過ぎないのである。⁽¹⁴⁾

ところで、会計規定によって神社会計業務は神職の職掌と定められ、また帳簿管理なども神職に要求されるようになったことを受けて、神職任用規則にも改正が加えられた。大正元年十一月の府県社以下神社神職任用規則では、試験科目が次のように規定されたのである。

第一条 年齢二十年以上の男子にして社司社掌試験に及第したる者にあらざれば社司社掌に補することを得す

(中略)

第八条 社司社掌の試験科目は左の如し

- 一 祭祀
- 二 倫理
- 三 国文 作文は祝詞体公文体
- 四 国史
- 五 法制 現行神社法令
- 六 算術

(後略)

明治三十五年の規則では「祭祀、倫理、国文、作文、法制」の五科目だったものが、「祭祀、倫理、国文、国史、法制、算術」の六科目に増加、再編成されていることが分かる。この改正理由は、「神職か

本分として国史の大札に通せざるへからさると会計整理上数理觀念の必要あるか為めとに由るものにして、作文は普通独立の科目とせず、国語の一部に属せしむる一般の例に倣ひて、之を国文科の内に加へられたるものなり⁽¹³¹⁾というものであった。神社の会計管理者として数字計算能力が神職に求められるようになったのである。また、国史科目の採用に関して言えば、従来の神職試験でも国文のなかで国史の課題が出されていたようだが、神職教習科や講習会ではすでに独立科目として扱われており、改正は当然のものとして受け入れられたことだろう。

『雜誌』のとある投稿ではこの改正について「畢竟之等の科目は単に神職としてでなく一般人としても必要なもので、祭式と作文の祝詞体と現行神社法令くらいが神職独特の科目である。将来の神職は偏頗な学者よりも常識ある人を要すると思ふ。至極適当な改正である⁽¹³²⁾」との評価を下している。

以上見てきたように、神社に関する諸法令は必要に応じて適宜制定されてきたが、そのためこの時期には極めて煩瑣なものとなっていた。また、規則上不備があったり、各規則間の連絡が欠けていたり、規則自体にも種々の問題があった。これらの諸問題を解決するために、大正二年に神社に関する統一法規が制定されることになったのである。内務省令第六号「官国幣社以下神社の祭神、神社名、社格、明細帳、境内、創立、移転、廃合、参拜、拝観、寄付金、講社、神札等に関する件」がそれであり、この五章四八条にわたる一大規則によって統一整理された諸規則は七六件、地方長官に委任された事項は一二件に及んだ。

そしてこの省令公布と日と同じくして、訓令第九号「官国幣社以下神社神職奉務規則」と訓令第一〇号「神社整善に関する件」が出され

た。前者は官国幣社以下神社神職に対して通達されたもので、その第一条には「神職は国家の礼典に則り国家の宗祀に従ふべき職司なるを以て、平素国典を修め、国体を弁し、操行を正しくして其の本務を尽す⁽¹³³⁾」と、神職としての根本精神が説かれている。実は、府県社以下神職が「国家の宗祀」を司るものだと公文書のなかで明言されたのは、この訓令が初めてであった。この点については、神社協会も「蓋し神社は何れも国家の宗祀にして、神職は国家の礼典に則り祭祀に従事する者たるを以て、神職か奉仕上の責務に付ては固より彼是甲乙あるべきに非らず、之れ官国幣社以下神社神職に通する一の奉務規則となれる所以にして、府県社以下神社も亦国家の宗祀たるの意義一層明かなるを得たり⁽¹³⁴⁾」との要綱を伝え、府県社以下神職の奮起を促している。同訓令はさらに、祭典の厳正な挙行や神社の清掃・火防の徹底とともに「第六条 神職は已むを得ざるの場合の外、其の奉仕する神社所在地の市町村内に居住すへし」や「第十条 神職は神社金穀の出納及財産の管理に關し平素其の会計収支を明確にし、苟も公私混淆の嫌あるへからず⁽¹³⁵⁾」との指示を続けたが、第六条は本務神社への奉仕徹底、第十条は府県社以下神社で会計規定の適用されなかつた神社も含めた、神社の厳密な会計執行を求めて定められたものであった。⁽¹³⁶⁾一方、「神社整善に関する件」は各府県に宛てて通達されたもので、省令第六号や訓令第一〇号発布によって地方長官の権限が拡大されたことを受けて、神社神職へのさらなる監督指導の徹底を呼びかけたものであり、そのなかでは神職奉仕や神社財務の状況のほか、寄付金募集に対しても監督調査を厳しく行うよう指示がなされている。⁽¹³⁷⁾

以上見てきたように、神社・神職をめぐる諸法規は適宜改正、増補が行われ、それに伴って神職任用規則にも変更が加えられたが、この

ことはすなわち神職が有すべき教養や知識が漸次増加することを意味した。数学や国史に対する知識、神職が当然ふまえておくべき神社法令など、試験科目がその都度多くなってきたからである。

このような状況と、神職任用ルートの整備・拡大による受験資格者の増加を背景として、この時期には神職試験参考書や対策本、過去問集が複数発行されていた。当時の出版状況を概観すると、明治四十一年の新刊出版総合件数二九、〇六〇件が、四十五年には四五、二八六件、大正五年には四九、九〇二件と、明治期後半から大正初期にかけて漸増をみせている(表11)。神社・神道関連出版物の詳細な数値は明治四十一年以前のものしか明らかでないが、宗教や修身と同様、漸次増加傾向にあったものと推測される。類似部門のなかで宗教の件数が多いのは、仏教やキリスト教をはじめとした多くの宗派の書籍・雑誌がその数に含まれているからであるが、それを差し引いても神社・神道関係の出版件数は僅少なものであったといつてよいだろう。その理由としては、「神道に関する著書は、出版するも購読者甚少」⁽¹³⁹⁾いからであり、購読者が少ないのは「神道家の著書は何れも淡泊無味にして、しかも行文難渋なるもの多」いからだと考えられていた。このような出版不振の状態にあった神社関係発行物ではあったが、その内容を吟味することによって、当時の神職が求められていた具体的な知識に迫ることが可能であるし、また神職(あるいは神職希望者)の学習状況をイメージすることができると期待されるので、以下では神職試験対策本に若干の検討を加えてみたい。

明治四十一年に出版された『神職試験問題講義』は「明治三十五年二月、内務省令第四号、府社県社以下神社神職任用規則所定の科目を、府県社以下神社神職受験者の便を図り、問答体に編纂した」ものであ

表11 新刊出版 総合件数および部門別件数 (件)

	明治37年	38年	39年	40年	41年	42年	43年
総合件数	25,602	27,095	28,254	29,060	28,479	34,066	41,602
神社・神道	59	71	45	90	62	—	—
宗教	1,395	1,819	1,903	2,103	1,886	2,196	2,497
修身	75	94	131	132	167	289	215
哲学	84	99	100	86	90	59	96
	44年	45年	大正2年	3年	4年	5年	6年
総合件数	43,244	45,286	44,516	49,181	49,181	49,902	46,125
神社・神道	—	—	—	—	—	—	—
宗教	2,514	2,848	2,817	2,580	2,895	3,051	2,499
修身	188	217	215	251	345	341	229
哲学	110	106	155	124	149	155	140

- *各数字は著作と雑誌の合計件数。
- *明治42年以降は部門の類別方法が変更され、神社・神道部門が廃されたために、その件数は不明である。
- *修身部門の明治41年から42年にかけての件数急増は、42年の部門改正により、修身部門が修身倫理部門へと拡大変更され、その包含対象が広がったために引き起こされたものである。

[典拠] 内務大臣官房文書課『大日本帝国内務省統計報告 第22～33回』。

り、「従前各所に於て試験の際に提出せられし問題を参酌し」て出された例題に模範解答を提示する、というスタイルをとっている⁽¹⁰⁾。この著作は、それまでも神社関連の書籍を複数執筆している磯部武者五郎⁽¹¹⁾と内務省神社局員の梶杜吉次⁽¹²⁾の手によって記され、井上頼國の校閲を受けて発刊されたものだったことから、信頼に足る受験対策問題集と捉えられたことだろう。その目次と同時期に皇典講究所が定めた学階試験科目の参考書とを比較すると、当然ながら、問題集が指定参考書にほぼ対応していることが分かる(表12、表13)。内容をよく簡単に説明すると、倫理の項では「教育勅語の由来」や「国体の精華とは何か」といった記述問題が、国史や国文の項では各古典の白文もしくは人名・固有名詞の読みと解釈が問われている。法制史の項では太政官・神祇官の意味や現行任用規則条項の解釈、あるいは通牒の意図が出題され、祝詞史の項では祝詞の構造や文体の説明、模範的な祝詞の書き写しが、祭式の項では進退所作の順序や上座下座の説明などが出題されている。なかでも神社法令は、同書の三分の一近くのページ数が割かれているうえに詳細な附録までつけられており、いかに重点が置かれていたかがうかがえる内容となっている。このように必須法令が一括され、それに付随した例題と模範解答が示されている同書は、機能的な参考書だったといえよう。

大正五年に上梓された『簡易 神職速成講義』も学階試験受験者に「必須なる諸学科を極めて平易に熱心に講述編纂」したものであり、「文字あるものには何人にも速かに理解せられ、該受験者にとりて、最も便利に且つ有利」であるとともに、「斯道の入門即ち手引として軽便なるものあれば、是非初学者の座右に」も薦めたいとしている⁽¹³⁾。同著を出版した神典研究会が如何なる組織で、著者がどのような人物

表12 皇典講究所が定めた学階試験参考書(明治40年)

	道義	国史	国文	法制
四、五、六等司業*1	教育勅語 軍人勅諭 玉銚百首*3	古事記上卷 有賀博士帝国史略の類	祝詞式、古今集四季ノ部、神皇正統記、文法の大要、作文祝詞記事、作歌短歌	職原抄 現行神社法令
七、八等司業*2	教育勅語 玉銚百首	古語拾遺 日本歴史の大要	祝詞式 文法の大要 作文祝詞書簡	現行神社法令

*1 四、五、六等司業…社司相当の学階資格。

*2 七、八等司業…社掌相当の学階資格。

*3 玉銚百首…本居宣長著。国の成立を100首の歌で表したもの。

[典拠]『皇典講究所、國學院大學記事』(『会報』第95号(明治40年6月)108~109頁)。

表13 『神職試験問題講義』目次

【倫理(大要)】 問題二十一答案同左
【国史】 古事記 問題二十五答案同左／古語拾遺 問題二十七答案同左
【法制史】 職原抄 問題二十六答案同左／神社法令
【祝詞史】 祝詞 問題二答案同左／祝詞作文 問題十一答案同左
【国文】 土佐日記 問題二十三答案同左／祭式(大要) 問題二十二答案同左
【附録】 神社法令追加之部

[典拠] 井上頼國校閲、磯部武者五郎・梶杜吉次著『神職試験問題講義』誠之堂、1907年。

だったのかは定かではない。だが緒言の執筆が大日本神祇学会によってなされていることから、民間の神社関連団体であり、のちに皇典講究所や神宮奉斎会と並んで神社本庁の一母体となる大日本神祇会がその編纂・出版に関わっていたものとも推測され、同書も検討に値する著作ではないかと思われる。上下巻合わせて三四〇頁近くの大作で、目次は表14のとおりである。大正五年の社司社掌試験であればすでに試験科目に加えられていた算術に関する項はないものの、それ以外の科目については精細で平易な説明が加えられており、特に歴史講義と神社新法令講義は詳細に亘ったポリウムある記述がなされている。なお、同書は試験科目の説明・講義に主眼を置いているため、例題と解答は各章の末尾に付されている程度である。

さらに時期がくだった大正十四年には『学階試験問題集』⁽¹⁴⁾が出版されたが、この巻末附録には諸法令のほか、「受験者一般の心得」、「口述試験の心得」、「試験委員の感想と希望」といった、かなり実践的なアドバイスが収録されており興味深い。また、試験対策問題集ではないが、神職養成部での講演をひろった『講演集』⁽¹⁵⁾なども神職試験受験者の参考とされたと思われる。

これら参考問題集を見ると、神職試験とは皇典講究所が実施する学階試験とほぼ同義であったことが分かるだろう。これは神職の保有する資格数を見たとき、各地で独自に行われる社司社掌試験合格者よりも学階所有者の方が圧倒的に多かったこととも整合的である。神職希望者たちが、皇典講究所学階試験の出現傾向に添った参考書や対策本をもとに、試験勉強を行って

表14 『簡易 神職速成講義 上巻、下巻』目次

<p>上巻</p> <p>【緒言】</p> <p>【勅語及勅諭講義】</p> <p>一、教育勅語講義</p> <p>第一章 序論、第二章 道德の期限、第三章 家族制度に基く道德、第四章 実践の順序、第五章 大和民族の理想、第六章 国民道德の価値</p> <p>二、軍人勅諭講義</p> <p>第一章 総論、第二章 兵制の沿革、第三章 兵権の意義、第四章 軍人の心得</p> <p>三、戊申詔書講義</p> <p>第一章 総論、第二章 世界の平和、第三章 国運の発展、第四章 国運発展の軌範、第五章 国民の覚悟</p> <p>【直毘靈^{なおいひのみたま}*1 講義】</p> <p>【日本歴史大要講義】</p> <p>第一篇 神代史、第二篇 上古史、第三篇 中古前期史、第四篇 中古後期史、第五篇 近古史、第六篇 近世史、第七篇 明治時代史</p> <p>【日本文法大要講義】</p> <p>緒言、第一章 音韻、第二章 音の変動、第三章 名詞、第四章 代名詞、第五章 動詞、第六章 形容詞、第七章 副詞、第八章 接続詞、第九章 感嘆詞、第十章 助動詞、第十一章</p>	<p>助詞、第十二章 接続詞、第十三章 文の成文、第十四章 係結法</p> <p>【附国語及字音仮名遣大要】</p> <p>甲 国語仮名遣 乙 字音仮名遣</p> <p>下巻</p> <p>【玉鉾百首講義】</p> <p>語句説明、解釈</p> <p>【祝詞式講義】</p> <p>緒論 祝詞の意義及祝詞作文法大意、本講 新年祭、春日祭、広瀬大忌祭、龍田風神祭(中略) 大嘗祭</p> <p>【普通作文法講義】</p> <p>第一章 文章の組立、第二章 記事文、第三章 書簡文、第四章 公用文(願書、契約書)</p> <p>【神社新法令講義】</p> <p>第一章 緒言、第二章 祭神、神社名、社格、明細帳、第三章 社殿及境内、第四章 創立移転廃合、第五章 参拝、拝観、寄付金、講社、神札、第六章 氏子、第七章 崇敬者、第八章 神職、第九章 総代人、第十章 財産管理、第十一章 会計整理</p> <p>【古語拾遺講義】</p> <p>語句説明、解釈書</p>
---	--

*1 直毘靈…本居宣長著。「古事記」などの古典を見直し、日本古来の精神に戻るべきことを説いたもの。【典拠】神典研究会編『簡易 神職速成講義 上巻、下巻』1916年。

いた様子が浮かんでくる。さらに、参考問題集の内容からは、出題科目のなかでも神社法令や国史が重視されていたことがうかがえた。これは自身の拠って立つ歴史や法制度をきちんと把握しておくべきとの意図の表われであると同時に、多くの受験者が苦手としながら独自の対策が立てづらい分野のため、丁寧な記述がなされていたものと思われる。祝詞や祭式関連の知識は、専門の学術書や参考図書が多く出版されていたため、案外身につけやすかったのではなからうか。

以上本章では神職任用ルートの整備、ならびに神職の職掌を規定した諸法規、そしてそれによって改正が加えられた任用規則とそのため受験対策本の検討を行ってきた。神職界が望んできた政府の手による養成学校は、国庫支弁額は少ないながらも設立に至り、国による神職養成の必要を認めさせることに成功するとともに、明治後期から大正期にかけての神職就任経路を完成させる。就任経路においては多くのルートとそのため講習場所が用意されたが、これは政府、神職界ともに、一般教養と常識を備えた神職の増加を望んだことによるものであった。さらには神職の任用規則にもその希望が反映され、国史や算術の科目が新たに加えられるも、新進神職の増加にはなかなか繋がらない。これは養成部修了者の数が未だ多いとはいえず、また教習科卒業生の進路も振るわなかったためである。神職界は依然として圧倒的な数の旧神職によって構成されていたのであり、ここに地方ごとの神職養成に期待がかけられる理由があった。従来の神職に対し、各地で知識を教授することによって、多数の神職の学識を向上させようとしたのである。続く第三章ではその一例として埼玉県の神職養成事業を検討することしよう。

註

(1) 神祇院編『神社局時代を語る』一九四二年、二八頁。中川望の回顧より。中川望は神社整理の実施にあたり、書記官として水野鍊太郎神社局長を補佐した人物である。

(2) 村上重良『国家神道』岩波書店、一九七〇年、七九頁。現在に至る国家神道研究史において、完結した理論として国家神道の全体像を提示しているのは村上氏のみであり、後行研究においては対象時期が明治に限定されている場合が多く、戦前を通観した論を展開するには至っていないようである。したがって、国家神道をめぐる議論においては依然として村上説を中心として検討する必要があるという。(新田均「『国家神道』論の系譜(下)」『皇學館論叢』第三二卷第二号、一九九九年)四六頁。

(3) 中島三千男「明治憲法体制」の確立と国家のイデオロギー政策―国家神道体制の確立過程―(『日本史研究』一七六号、一九七七年)。本文の記述は新田均「近代日本政教関係の時代区分について」(憲法政治学研究会編『近代憲法への問いかけ―憲法学の周縁世界』成蹊堂、一九九九年、二九―三五頁)を参考とした。

(4) 前掲、新田均「近代日本政教関係の時代区分について」四〇―四一頁。

(5) 宮地正人『日露戦後政治史の研究』東京大学出版会、一九七三年、八五―九六頁。国は戦後の多難な行財政を支えうる行政町村の創出を目指すとともに、神社整理によって強制的に形成された共同体に国家神道を浸透させる媒介環として神職を作り出す必要があったと説明しており、神職に対する当時の社会的要求を見ることができるといえる。

- (6) 赤澤史朗『近代日本の思想動員と宗教統制』校倉書房、一九八五年。なかでも「第二章 大正デモクラシーと神社」に詳しい。
- (7) 前掲、赤澤『近代日本の思想動員と宗教統制』七〇～七一頁。
- (8) 畔上直樹「近代の神社主とその思想―在地神職社会的活動派論―」（小谷汪之『歴史における知の伝統と継承』山川出版、二〇〇五年）。
- (9) 福島幸宏「近代の神職と神職団体―京都府庁文書による試論―」（京都府立総合資料館『資料館紀要』第三四号、二〇〇六年）。
- (10) このほかにも磯前順一氏や山口輝臣氏、米地實氏による神職に言及した諸研究があるが、これらの研究については本論中で適宜取り上げていきたい。
- (11) 近代社格制度においては伊勢神宮を頂点としたヒエラルキーが形成されており、伊勢神宮の下には官国幣社、府県社以下神社が列せられた。官国幣社は官幣社と国幣社の総称であり（両者とも各々大・中・小社に区分される）、『延喜式神明帳』に記載のある式内社が指定されたものである。官幣社は神祇官から、国幣社は国司から奉幣を受ける慣わしであったことを受けて、近代においては例祭にあたって前者は皇室から、後者は国庫から幣帛料が支出されるといふ規定が設けられたものの、実質的には両者のあいだにほとんど差異はなかった。府県社以下神社とは府県社、郷社、村社、無格社のことであり、前二者はそれぞれ府県、市から奉幣を受けていた（國學院大學日本文化研究所編『神道事典（縮刷版）』弘文堂、一九九九年、二二～二八、一四三頁）。
- (12) 官国幣社の宮司は奏任待遇、ほかは判任待遇であり、採用管轄も宮司は内務省、禰宜以下は各府県（ただし社司・社掌は氏子の推薦を受けて各府県が決定）とされた。宮司・禰宜・主典は公費による給与が支払われた一方、社司・社掌は氏子からの寄付金によって俸給を受けていた。詳細については第一章第一節を参照。
- (13) 明治二十年三月十七日、閣令第四号「官国幣社の神官を廢し神職を置く」によって初めて「神職」という言葉が公文書中で使用された（『明治年間法令全書 第二〇卷ノ二』閣令七頁）。
- (14) 前掲、『神道事典（縮刷版）』一五一頁。
- (15) 明治三十九年八月十四日、内務省神社宗教兩局長依命通牒「社寺合併並合併地讓与に関する件」（米地實「明治末期神社行政に関する覚書―いわゆる神社整理について―」（『日本女子大学紀要・文学部』第二二卷、一九七二年）八五頁より再引用）。
- (16) 『明治年間法令全書 第二七卷ノ二』三四～三五頁。
- (17) 明治六年七月十五日、布告第二七七号「府県社神官の月給を廢し、自今郷村社同様人民の信仰篤依に任せ給与可為致此旨布告候事」（米地實「府県社以下神職制度形成に関する法規」（『日本女子大学紀要・文学部』第三六卷、一九八六年）八四頁より再引用）。
- (18) 前掲、米地「府県社以下神職制度形成に関する法規」八二頁。
- (19) 前掲、米地「府県社以下神職制度形成に関する法規」八二頁。
- (20) 前掲、米地「府県社以下神職制度形成に関する法規」八二頁。この点に関し、米地氏は論文中で指摘するにとどまり、具体的な検討は行っていないが、興味深い論点であるといえよう。
- (21) 『明治年間法令全書』第二八卷・三、省令七三頁。
- (22) 明治二十七年四月二十七日、勅令第一六三号（『明治年間法令

『全書』第三十三卷・三、勅令一九七、一九八頁。)

(23) 山口輝臣『明治国家と宗教』東京大学出版会、一九九九年、二六四頁。

(24) 法的な対応策としては、第二次山県内閣が明治三十二年十二月、宗教法案を提出してキリスト教を包含する規定を設けようとしたが、貴族院において否決され、制定には至らなかった。実際に法案が提出されるまでは、規定の対象や宗教間の待遇格差についての種々の憶測が流れ、神社を対象とした単一の神社法が制定されるのか(『神社法案に就きて』(『会報』第一号(明治三十二年八月)(二七頁))、神社・仏教・キリスト教を各々私法人とし、それらを一括りにした宗教法の制定が目指されるのか、定かではなかった(『社寺局の提案』(『会報』第二号(明治三十二年九月)二六頁))。これに対して、従来、神祇官衙設置運動を起こし、公的なそして優遇された地位を求めていた神社界は、「神社を法人とすることは、吾人の深く遺憾とする所(前掲、「神社法案に就きて」)」、「不吉の法案(『神社の法律に就きて』(『会報』第四号(明治三十二年十一月)一五頁))」として断固反対、全国神職会も法案廃止の運動を行い(前掲、「神社の法律に就きて」)、結局神社を対象とした法案とはならなかった。この時期は『全国神職会々々報』が創刊されたばかりのため、前後時期の神社界の認識は明らかにしづらいが、宗教法案提出後は関連する彙報や投稿もほとんど掲載されておらず、その行方を静観していたもようである。明けた三十三年には神社局設置の話題にさらわれ、神社法、宗教法に対する問題関心は一層薄れることになる。なお、この法案を世論はおおむね歓迎したが(前掲、山口『明治国家と宗教』二五

八頁)、「衆議院の政党ほど強い拘束力を持っていなかった」貴族院では、会派を超えた、議員の出身・経歴・人間関係等の諸要因によって「クロス・ヴォーティングが行われ易い環境」にあったため、宗教法案は結局否決されたという(小林和幸「山県内閣『宗教法案』と貴族院内諸会派」(『日本歴史』第四七三号(一九八七年)七六―七七頁))。

(25) 『全国神職会々々報』(以下『会報』)第八号(明治三十三年三月)一―六頁。会説「特別官衙の新設を祝し併せて吾人の希望を述べ」。同説では神社局新設を祝すると同時に、①神社局を内閣直属の部局、そうでなければ内務省の首班局に列すること、②神社局には神祇を専門とする学識者を採用して任に当たらせること、を希望として述べている。

(26) 『会報』第六号(明治三十三年一月)二四―二五頁。

(27) そのほかの神職改良法としては「神職席次の標準を定め、有為の者を奨励する事」、「学識ある神職は代士を採用する事」を挙げている。代士とは、投稿者によると、学識に秀でた青年で社務補助を行いながら神職たるに必要な学識の教授を受ける、いわば神職候補生とも言うべき立場のことらしい。

(28) 『会報』第七号(明治三十三年二月)三―五頁。

(29) 皇典講究所編『皇典講究所五十年史』一九三二年、巻頭、有栖川宮職仁親王による告諭。皇典講究所設立に際し、同親王は告諭のなかで「国体を講明して以て立国の基礎を鞏くし、徳性を涵養して以て人生の本分を尽すは百世易ふべからざる典則なり。而して世或は此に暗し。是れ本学の設立を要する所以なり」と述べている。

(30) 前掲、『皇典講究所五十年史』五五頁。

(31) 國學院大學校史資料課編『國學院大學百年史 上巻』一九九四年、三二七頁。

(32) 前掲、『皇典講究所五十年史』二五二〜二五三頁。

(33) 『明治年間法令全書』第三十五卷、三、省令一九〜二二頁。

(34) 官国幣社及神部署神職任用令第九条一号二号三号五号は以下のとおり。

第八条 左に掲ぐる者は試験を要せず。高等試験委員の詮衡を経て奏任待遇の神職に任用することを得

四 師範学校、中学校又は高等女学校の国史又は国文科の教員免許状を有し祭式を修めたる者

五 神宮皇學館本科卒業の者

第九条 左に掲ぐる者は試験を要せず。高等試験委員の詮衡を経て判任待遇の神職に任用することを得

一 五年以上官務に従事し列任官以上の職に在りたる者にして祭式及国典を修めたる者

二 現に宮宮掌以上の職に在る者

三 前条四号若は第五号に掲けたる者又は神宮皇學館専科卒業の者

五 学校又は文部大臣に於て之と同等以上と認めたる学校の卒業証書を有する者にして祭式を修めたる者

(35) 神社協会編『神社事務提要』神社協会事務所、一九一四年、五八頁。

(36) 前掲、『皇典講究所五十年史』五五、五六頁。

(37) 「神職俸給論」(『会報』第三三号(明治三十五年四月)一〜二頁)。

(38) 「発刊の辞」(『神社協会雑誌』(以下『雑誌』) 第一号(明治三十五年三月) 四頁)。

(39) 『会報』第三三号(明治三十五年四月) 三八頁。引用部分は全国神職会臨時会において同協合理事の中川友次郎が設立目的について言及したくだりである。

(40) 『雑誌』第五号(明治三十五年七月) 四一頁、質疑解答欄。この質問に対しては差し支えない旨の解答が示されている。

(41) 『雑誌』第七号(明治三十五年九月) 五二頁、質疑解答欄。この質問に対しては「明治元年以前に於て五代以上引続き其神社に奉仕したる者の子孫たる側よりして社司社掌に補せられたるは、之を条文の精神上より考ふるに、単に其神社に対し従来関係深かりしとの故を以て、特に其神社々司又は社掌に補せられたるものなるへければ、仮令等しく判任待遇たりと雖とも、三十五年府社県社以下神社神職任用規則第十一条三号に依り他に転補等出来得ざるものと解釈する方妥当なるへし」と、否定する解答がなされている。

(42) 「府県郷村社神職に対する所感を述べて当局諸公に望む」(『会報』第三四号(明治三十五年五月) 八〜一〇頁)。

(43) 明治三十七年後半から三十九年末にかけて、神職が葬儀に関係することの是非が大きな議論を呼んだ。この時期には既に神葬も認められてはいたが、日露戦争による多くの戦没者の葬儀執行をめぐって、神職と葬儀の関係が改めて問われたのだろう。「死葬は穢の極」として「神職の葬儀に関するは断じて不可」とする意

見がある一方で、「神職の葬儀に関する可否に就て」(『会報』第六九号(明治三十八年四月)二六〇―二七頁)、問題ないと見る立場が大勢を占めていた。ただ、賛成者のなかにも、礼典の代表者である神職こそが「最も適當」と積極的に奨励する見方と(「神職と葬儀との関係」(『会報』第六四号(明治三十七年一月)二七頁)、「法律上差支はない」ので神職も葬儀を行う旨を法律に明記したらどうかというやや引いた見方(「神職葬儀に關与する愚見」(『会報』第六五号(明治三十七年十二月)二〇頁)など、いくつかの意見があった。この議論は三十九年には収束し、誌上で見られなくなるが、その理由は定かではない。

(44) これは明治三十九年の全国神職大会の本会に提出・可決された「外国人と雖も戦役に斃れたる者をば靖国神社に合祭し、神社本来の性質を明にしたき件」をめぐる議論である。神職界が「外国人を靖国神社に祀ると云ふ宏量」を持つようになったことを歓迎する意見と(「全国神職会の決議案に就て」『雜誌』第五冊第六号(明治三十九年六月)三八〇―四二頁)、「外人を以て神社の祭神に擬するの輕佻」を論難する見方がぶつかった(「質外人合祀論者」『雜誌』第五冊第一二二号(明治三十九年十二月)四一―四三頁)。この議論は四十年の年明けまで盛り上がりを見せたが、『雜誌』一月号誌上、議論は大略尽されたとの理由から、編集者によって終止符が打たれた。

(45) 「神官神職の位置」(『雜誌』第一六号(明治三十六年七月)五七―六一頁)。

(46) そのほかの議論としては「神職に対する雑感」(『会報』第三九号(明治三十五年十月)一五〇―一六頁)や「神職不振の原因を尋

ねて其の救済策を述ぶ」(『会報』明治四十二年五月一二七号)がある。さらに言えば、一般教養の不足に加えて、普通学の貧弱ぶりも危惧される状態にあった。ある神職が講師として参加した神職講習会では、「凡六七十名の内、仮名遣語格を誤らざるもの僅々数名に過ぎず、文字の誤謬なかりしも、同じく十名ばかりに過ぎざりき。又御歴代天皇の御諡号、年号の文字さへ覚束なき人、彼は見えたり。英語や数学ならば兎も角も、国語漢文の力さへかくては、困り入りたる次第」であったという(「神職と普通学科」(『会報』第二四号(明治三十四年七月)一―七頁)。

(47) 「社司社掌も転任職たらしむべし」(『会報』第七一号(明治三十八年六月)三三―三四頁)。

(48) 「神職の品位を高むべし」(『会報』第一三号(明治三十三年八月)五〇―五六頁)。

(49) 『帝国議會 衆議院委員會議録 明治篇四九』東京大学出版会、一九八八年、二二二頁。明治四十二年二月二日の衆議院予算委員第二分科(内務省所管)會議(第二回)での発言。

(50) 「△△△録」(『雜誌』第八冊第二号(明治四十二年二月)五一―五三頁)。

(51) 「統神職改造論」(『会報』第九十二号(明治四十年三月)四六―四七頁)。

(52) 「神職界の刷新と増給問題」(『雜誌』第六冊第一号(明治四十年十一月)三七―四〇頁)。

(53) この筆者は翌年四月にも「神社神職刷新論」なる論文を投稿し、そのなかでは具体的な一斉淘汰方法として「満二年を以て在来学証の有効期限とし、更に一定の試験法に拠り人物を採択する」こ

とを提案している（『会報』第一〇五号（明治四十一年四月）四七頁）。

(54) このほかの神職淘汰論としては「神社神職に対する希望を述べ」（『雑誌』第一三三号（明治三十六年四月）三五〜三七頁）、「神職の淘汰を望む」（『雑誌』第六冊第一二二号（明治四十年十二月）四〇〜四三頁）が挙げられる。

(55) 「社司社掌の官選を望む」（『会報』第一一二号（明治四十一年十一月）四八〜四九頁）。同様の議論には「社司社掌を官選にすべし」（『会報』第一〇二二号（明治四十一年一月）五六〜五七頁）や「神社当局者に訴ふ」（『雑誌』第一三冊第六号（大正三年六月）三八〜四〇頁）がある。後者は大正三年と他の投稿と掲載時期が異なっているが、これは「政府当局者は近年頻に法令訓令等を発して、神職諸子に期待する所頗る多大である」が、「神職が果して当局者の要求を満し得るか、頗る疑問である」との懸念をもって投稿されたものである。これに続けて投稿者は「神職界の改善を謀るとすれば現任用が不適當である。即ち神職は民選である。民選なる以上は候補者其の者が卑劣手段を行ふは免れない（中略）其人物を得るには宜しく任用令の一部を改正して官選となし、兼務社並に老朽者を淘汰して、有為の人物を適所に任命すべきである」と神職官選論を唱えている。神職任用が氏子の推薦によっていることが、大正三年になっても依然として問題視されていた事実がうかがえよう。

(56) 「神職の推薦法に就て」（『会報』第一三三二号（明治四十二年十月）三四頁）。

(57) 「府県社以下神職推薦に就いて」（『会報』第一二九号（明治四

十二年七月）三一〜三三頁）。

(58) 「府県社以下神職任用規則改正を望み有識諸士の教を乞ふ」（『会報』第九〇号（明治四十年一月）一八〜二三頁）。

(59) 前掲、「府県郷村社神職に対する所感を述べて当局諸公に望む」九頁。

(60) 「神職俸給につきて」（『会報』第三八号（明治三十五年九月）二六〜二七頁）。

(61) 「神職俸給に付き劍南子君の説を読み愚見を述べ」（『会報』第四一四号（明治三十五年十二月）二二〜二三頁）。

(62) 神職俸給改善論としては「府県郷村社神職実況を述べて当局諸公に望む」（『会報』第三七号（明治三十五年八月）二四〜二五頁）、「神職界漫言」（『会報』第四八号（明治三十六年七月）二二〜二三頁）、「政府対神職界」（『会報』第七八号（明治三十九年一月）四〇〜四二頁）、「敢て当局者に訴ふ」（『雑誌』第六冊第十一号（明治四十年十一月）四〇〜四二頁）などが挙げられる。

(63) 「神職に対する雑感」（『会報』第三九号（明治三十五年十月）一五〜一六頁）。

(64) 「神職の身に付て」（『会報』第四七号（明治三十六年六月）二七〜二九頁）。

(65) 「全国神職大会議事録」（『会報』第七五号附録（明治三十八年十月）五〜七頁）。

(66) 前掲、「神職界の刷新と増給問題」三七頁。

(67) 「△△△△録」（『雑誌』第七冊第四号（明治四十一年四月）六二〜六五頁）。

(68) 「△△△△録」（『雑誌』第七冊第八号（明治四十一年八月）六

○(六一頁)。引用した原文全体には傍点が振られていたが、筆者が振りなおした。

- (69) 「全国神職会々報の必要を論し敢て全国神職会の議員諸氏に問ふ」〔会報〕第八七号(明治三十九年七月)二〇(一四頁)。このなかでは「皇道の主旨を発揮すべき者は僅に全国神職会々報の一あるに過ぎず」、「神社協会雑誌は内務省官吏の手に成る」ものであり、両誌はその主義に相違があると主張している。

- (70) 国立教育研究所編『日本近代教育百年史 第四卷 学校教育 2』一九七四年、一〇五八頁。

- (71) 例えば明治四十五年、衆議院の「神祇崇敬に関する建議案」委員会席上で、井上神社局長は「事務の簡捷を計ると云ふ点から、何でも彼でも内務省に申出ると云ふことは止めて居る」のだと発言した(『帝国議会 衆議院委員会議録 明治篇七二』東京大学出版会、一九八八年、一七一頁)。これは神社行政のなかでも神社整理が取り上げられた際の発言ではあるが、神社行政全般に拡大してよい傾向だろう。

- (72) 「神社に関する参考資料」〔埼玉県行政文書 県社以下神社〕明二四二一・六八。

- (73) 前掲、山口『明治国家と宗教』二七九頁。

- (74) 神宮皇學館は明治十五年に伊勢神宮祭主久邇宮朝彦親王の令旨によって設置された研究・養成機関で、その主眼は神宮職員の子弟育成に置かれていた。教育体系は種々の変遷をたどったが、明治二十八年の内務省訓令において本科卒業生は官国幣社宮司権宮司、専科(簡易速成を目指したコース)卒業生は同禰宜以下への無試験採用資格が与えられることになった。そのうち、三十六年

に神宮皇學館官制を整え、内務省管轄の下で神宮司庁経営による官立学校とされた(神宮皇學館『神宮皇學館五十年史』一九三二年、一(二、七〇頁)。

- (75) 「人物養成論」〔会報〕第七号(明治三十三年二月)二頁。

- (76) 前掲、赤澤『近代日本の思想動員と宗教統制』七〇頁。

- (77) 前掲、「人物養成論」。

- (78) 前掲、「人物養成論」。

- (79) 前掲、赤澤『近代日本の思想動員と宗教統制』七〇頁。ちなみに、明治三十五年四月末調査によると、皇典講究所と國學院卒業生(計三二二名)の進路は以下のとおり。神官神職三七名、教員一五五名、編纂著述家二二名、官私吏員九名、外国留学三名、実業家六名、研学中六四名、死亡二六名(『雑誌』第一冊第四号(明治三十五年四月)五八(五九頁)。卒業生のうち神職となったのは一割強でしかなかったことが分かる。

- (80) 「神職の品位を高むべし」〔会報〕第一三三号(明治三十三年八月)六頁。

- (81) 前掲、「人物養成論」や「神職の品位を高むべし」。

- (82) 皇典講究所編『皇典講究所五十年史』一九三二年、巻頭、有栖川宮熾仁親王による告諭。

- (83) 本所は各地の分所から資金を上納させていたようで、分所は地元で募った寄付金のうち六割を本所に納入、残った四割を分所経費に充てていた。寄付者のなかには特に分所の経費として資金を提供する篤志家もいたという。ただ、分所経費の全貌は、記録が整わないため明らかではない(『國學院大學百年史 上巻』一九九四年、四二頁)。

(84) 皇典講究所の学科課程は幾度となく変更が加えられるものの、

初期の学科規則（明治二十年）によると、予備科（二年、普通科）と本科（三年、高等科）に分けられ、十五歳から二十五歳が入学適齢とされている。ただ、学科表を見ると、祭式や諸礼に關する科目は本科進学後に初めて教授され、それも毎週三十時間のうち一時間しか割かれていないことが分かる。その反面、歴史、英語から数学、物理化学にいたるまで幅広い教養の習得を目指していた様子がかがわれ、学科表だけからは神官養成の意図はほとんど感じられない。

(85) 内務省達 第四六号 府県沖繩県を除く。

今般皇典講究所設置に付、府県社以下神官選挙の節、該所の卒業証書無之者は皇典講究所本分所の試験を受させ、試験済の証書を相渡候旨に付、今後選挙出願の向は該所卒業証書写若くは試験済の証書を副へ願出候者に限り認可を与へ候儀と可心得此旨相達候事

明治十五年八月三十日 内務卿山田顕義

『公文類聚・第六編・第十五号・第六十一卷・社寺三』本館2 A・011、リールNo類8、コマNo.818。

(86) 「神官試験規則」（前掲、『國學院大學百年史 上巻』四八〜五〇頁）。

(87) 内務省令 番外

府県社以下神官選挙之節、試験証書等の儀、客年当省乙第四十六号達の趣有之候処、従来奉仕の神官と雖とも同様の筋に付、来明治十七年十二月迄に夫々試験相受候様論達可致、此旨示達候事

明治十六年六月十二日 内務卿山田顕義

(前掲、『國學院大學百年史 上巻』五一頁)。

(88) 学正は本所で行われた試験を受験し、合格した者に与えられる学階である。

(89) 司業は各府県分所で行われた試験合格者に与えられる学階である。「学階授与規則細則」によると、五等司業以上が府県社祠官（のちの府県社社司）、六等司業以上が郷社祠官（同郷社社司）、七等司業以上が府県社祠掌（同府県社社掌）、八等司業以上が郷社祠掌（同郷社社掌）に相当する資格とされた（國學院大學八十五年史編纂委員会編『國學院大學八十五年史 史料編』一九七九年、二二二頁）。

(90) 「学階選叙式」（前掲、『國學院大學百年史 上巻』五三〜五七頁）。

(91) 山田顕義は明治二十二年の皇典講究所長就任以前から皇典講究所の拡張と教育機関の分離を企図していたようで、腹案中にも「生徒養成の法は別に之を定む」と記していた（前掲、『國學院大學百年史 上巻』一一七頁）。

(92) 学科には本科（三年）とさらなる研究を行う研究科（二年）が設けられた。教科課程によると、国史・国文（週五時間ずつ）に次いで外国史（同四時間）や英語（同三時間）の時間が多く割かれている（『國學院規則』（前掲、『國學院大學百年史 上巻』一四六〜一四八頁））。

(93) 「神職講習会開設趣旨」では、設立の背景として維新以降の祭祀・祈禱の混乱を指摘、その統一を図ることを目指すとしている。

中古以来、白川・吉田の二家あり、全国の神職を分管して各

その家法に抛り祭儀・拜式を伝授認許したりき、是に於て乎
祭祀の典、祈祷の式、大概統一して各社その抛る所を明かに
せり。然るに維新の際、凡百の事、皆旧を去り、新に就きし
と共に、その弊遂にここに及び、旧儀故実は措て顧みざるに
至りしかば、今日に在りては混乱その極に達し、各人各種殆
と一定の法式なきか如し。如此にして何ぞ能く国家の宗祀に
従事するものと謂ふを得んや。本所ここに感ずる所あり。今
回神職講習会を開き、神職及神職候補者の為に祭典儀式を教
授し、併せて国史・国文等を修習せしめんとす。

(前掲、『國學院大學百年史 上巻』三二七―三二八頁)。

(94) そのほかの講師には丸山正彦、宮地巖夫、落合直文、荻原巖夫、
久保惠鄰、青戸波江がいた。各講師の略歴は以下のとおり。○井
上頼國・国学者、皇典講究所発起人であり、皇典講究所、國學院
の講師をつとめる。○飯田武郷・国学者、宮司、東京大学教授、
二十一年より皇典講究所講師を兼任。○今泉定助・古典学者、神
道事務局生徒寮や東京大学で神道や古典を学び、國學院講師や皇
典講究所評議員を務める。○丸山正彦・国学者、神道事務局生徒
寮で丸山作楽の指導を受け、養子となる、明治二十三年より國學
院講師を務める。○宮地巖夫・神道家、禰宜や宮司を歴任、教導
職を経て明治十五年より皇典講究所委員となる。○落合直文・歌
人、国文学者、明治二十年より皇典講究所講師の傍ら教育者とし
ても活躍、国文学の研究発展に携わった。○荻原巖雄・掌典(そ
の他経歴不明)。○久保惠鄰・国学者、明治十七年より皇典講究
所助教、二十三年より國學院講師。○青戸波江・國學院講師(そ
の他経歴不明)。○佐伯有義・国学者、社家に生まれ明治二十年

皇典講究所卒業、宮司を経たのち國學院大學教授となる。○本居
豊顯・国学者、宮司、明治十五年より東京大学講師、二十九年よ
り東宮職御用掛。○木村正辭・和学を学び神祇官となる。明治十
七年より東京大学教授。万葉学の権威でもある。○三上参次・明
治二十四年より文科大学国史学教授。後年国史学会の重鎮とされ
る。○中川友次郎・官僚、東京帝国大学法科卒業後、明治三十一年
から造神宮主事兼内務事務官となる。のち神職試験委員などを
務め、神社祭式の統一を実現させた(人物の略歴は前掲『國學院
大學百年史』、『神道人名辞典』神社新報社、一九六一年による)。
(95) 「神職講習会設置の義に付願」(前掲、『國學院大學百年史 上
巻』三二八頁)。ただ、実際の募集における参加資格は「官国幣
社以下神職中より選出せられたるもの」もしくは「前項以外の有
志者」とされた(『公報』第三一号(明治三十五年二月) 卷末広
告欄)。

(96) 神職取締所とは神職の管理監督あるいは互いの情報共有を目的
として各地に設立された神職団体で、類似の団体には神職管理所
や神職会があった。これらは皇典講究分所とは異なり、地方で独
自に形成された神職組織であったが、全国神職会の結成と拡大に
より、各地方団体は全国神職会の支部としての機能を果たすよう
になり、名称も次第に「―県神職会」へと統一されていった。

(97) 例えば前掲、『公報』第三二号(明治三十五年二月) 卷末広告
欄や『神社協会雑誌』(以下『雑誌』) 第一一号(明治三十六年一
月) 卷末広告欄。

(98) 「祭式速成教授広告」(『雑誌』第一冊第九号(明治三十五年十
一月) 卷末広告欄)。全文は以下のとおり。

来十二月一日より同月二十日まで日数二十日間、本所祭祀教習規定により、人員六十名を限り速成の見込を以て祭祀を教授す。志願者は本月三十日までの願書及履歴書差出すべし。規定入用の向は郵券二銭を添へ申込むべし。

明治三十五年十一月

東京麹町区飯田町五丁目 皇典講究所

- (99) 実は祭祀修了という資格は、祭祀教習会や祭祀試験を経なくても、個人的にその道の大家について講習を受け、証明書を出してもらえば得ることができた。だが、このような個人教習は、情誼による合格証授受など弊害の大きいものとして問題視されており、皇典講究所が一律に実施する教習会や試験には、そのような悪弊への対応策としての期待ももたれていた(『雑誌』第二冊第一三三号(明治三十六年四月)四四頁、質疑解答欄)。

- (100) 明治四十年二月の『会報』、『雑誌』には「神職講習会及び祭祀教習会入会諸氏の参考に供す」と題された同一の投稿が掲載されている。そのなかでは講習会参加に際して必要な在京費用が略記されており、滞在先ごとの(旅館、下宿屋、間借、塾生や職員のための寮)、間代・食費・炭油・寝具代が紹介されている。ひと月一五〜三〇円という数字はここから計算したものである。

- (101) 明治四十年の米の値段は一石一六・四八円である(内閣統計局編『日本帝国第三十一統計年鑑』一九一二年、二九五頁)。

- (102) 「熱心なる代議士」(『会報』第三三三号(明治三十五年四月)附録一七頁)。

- (103) 小股憲明『近代日本の国民像と天皇像』大阪効率大学共同出版会、二〇〇五年、九一〜九二頁。大津・早川の来歴の多くも同著

を参考とした。

- (104) 前掲、山口『明治国家と宗教』二〇六頁。

- (105) 以下、恒松、小田、水野の発言は「神職養成部国庫補助に関する建議案委員会會議録」(『帝国議會 衆議院委員会會議録 明治篇 四八』東京大学出版会、一九八八年、一六九〜一七一頁)。

- (106) 小田の発言に続いて再び発言した恒松の言葉(前掲、「神職養成部国庫補助に関する建議案委員会會議録」一七〇頁)。

- (107) 前掲、『國學院大學百年史 上巻』四二八〜四三二頁。

- (108) 松波仁一郎編『水野博士古稀記念論策と隨筆』一九三七年、七九八〜八〇一頁。

- (109) 前掲、『帝国議會 明治篇四九』一三二頁。明治四十二年二月二日の衆議院予算委員第二分科(内務省所管、第二回)における発言である。

- (110) 『官報号外』明治四十二年二月十四日、衆議院議事速記録第七号、六頁(『帝国議會 衆議院議事速記録 二三』東京大学出版会、一九八〇年)。

- (111) 前掲、『官報号外』明治四十二年二月十四日、八〜九頁。

- (112) 前掲、『國學院大學百年史 上巻』四六七〜四六九頁。皇典講究所・國學院の明治四十二年度予算は二万七〇五・二円であり、うち國學院の収入は五四〇〇円(授業料収入が大半を占める)であった。

- (113) 神職養成費の予算通過を見越して養成部に対する希望を述べた『会報』の記事には、「(神職養成事業費は)筆者註)皇典講究所補助の名目の下に支出せられんよりは、寧ろ内務省の事業として之を講究所に委託せられんことを希望す。即ち神職の養成は直接

政府の事業ならむことを熱望するものなり」とあるが、神職養成部の位置づけはまさにこの要望通りのものとなるのである（『雑報 神職養成事業』（『公報』第一一二号（明治四十一年十一月）九九頁）。四十二年二月の予算委員会の時点では、神職養成をどのような名目で行うかは明言されておらず、単に皇典講究所への補助というかたちで支出されるのか、あるいは内務省の事業を委託してその経費を下付するのかが「適宜の方法による」と説明されていた（前掲、『帝国議会 衆議院委員会議録 明治篇四九』三三二頁）。

(114) 「神職養成部に対する希望」（『公報』第一二五号（明治四十二年三月）一〜六頁）。このなかでは、政府が八千円で神職養成に着手するとの見通しを受け、それを歓迎しつつも、「其の経費を少くとも三万円以上に増加せざるべからず」と希望している。

(115) 前掲、『皇典講究所五十年史』二五八頁。

(116) 前掲、『國學院大學百年史 上巻』四三九頁。

(117) 「神職養成部規則」（前掲、『國學院大學百年史 上巻』四三四〜四三八頁）。

(118) 磯前順一『近代日本の宗教言説とその系譜―宗教・国家・神道―』岩波書店、二〇〇三年、二〇一〜二〇二頁。第三部第一章「近代神道学の成立 ―田中義能論―」中で、田中の神道学成立への貢献が詳細に論じられている。

(119) おそらく後年のことと思われるが、田中はとある講義のなかで「日本国民の中心にあるのが神道である。神道は儒教、仏教伝来前から、日本国民の一切の行動の軌範根底となっていた」、あるいは「神道は政治・宗教・倫理の三方向に渡る包括的な存在であ

り、超歴史的な民族精神」であると話し、神職たちは大いに感動したという（前掲、『近代日本の宗教言説とその系譜 宗教・国家・神道―』二二二頁）。

(120) 次の神職養成ルートの大きな変更は、昭和一年の神職教習科の國學院大學神道学部への吸収合併である。

(121) 神社協会編『神社事務提要』神社協会事務所、一九一五年、六七頁。

(122) 前掲、『神社事務提要』六〜七頁。

(123) 「神官神職の教養問題」（『雑誌』第二十五冊第八号（昭和一年八月））。前掲、『近代日本の思想動員と宗教統制』七一頁より再引用。

(124) 明治四十一年三月二十日、神社財産に関する法律（法律第二三三号）。

第一条 本法に於て神社と称するは官国幣社、府県社以下
の神社を謂ひ、財産と称するは神社の不動産及宝物にし
て登録を受けたるものを謂ふ

第二条 地方長官の許可を受けずして神社財産を担保に供
し、又は処分したるときは之を無効とす。神社の負債に
付亦同じ

第三条 神社財産を処分する場合に於て其の神社の神職、
氏子総代及崇敬者総代は之を取得することを得す

第五条 神社財産たる境内地、社殿其の他境内地に在る工
作物及宝物は之を差押ふことを得す

第六条 神社の不動産及宝物は地方庁に於て保管する台帳
に登録を受くへし

附則

登録に関する事項及登録と不動産登記との関係に付ては勅令を以て之を定む

〔明治年間 法令全書 第四十一卷ノ二〕原書房、一九九〇年、二九頁。

(125) 『帝國議會 貴族院議事速記録 二四』東京大学出版会、一九一一年、八四〜八五頁。明治四十一年二月十五日、貴族院第一読会における政府委員吉原三郎の発言。

(126) 『帝國議會 衆議院委員會議録 明治篇四七』東京大学出版会、一九八八年、一一七〜一七八頁。

(127) 塚本清治『神社に関する注意』神社協会事務所、一九一六年、一二頁。

(128) 『明治年間 法令全書 第四十一卷ノ四』原書房、一九九〇年、二四八〜二五二頁。

(129) 埼玉県では、会計規定が出された二ヶ月後の九月三十日には会計規定適用神社へその旨の通達が出されており迅速な対応がうかがえるが、『法令綴込』、『榎本文書』八〇一、当時の適用標準は定かでない。ただ、明治四十四年には会計規定適用基準を拡大しており、そのとき定められた標準は以下のようなものであった。

神饌幣帛料供進指定神社中、左項の一に該当するものは内務省令を以て定められたる会計規定適用指定神社と為さんとす

有価証券、預金を合はせ五百円以上の財産ある神社

所有地見積金額千円以上に達する神社

所有地、有価証券、預金を合はせ七百円以上の財産ある

神社

一ヶ年の収入金額百円以上に達する神社

このときの改正理由は以下のようなものだった。

先般主務属を派し指定社と未指定社との一部に就き会計事務処理の実況を調査したるに、指定社に在りては不定全ながらも帳簿を備え證憑を徴し秩序的に処理しつつあるも、未指定社に至りては相当の財産あり且金銭収支の額亦指定社に劣らざる向きに於てすら帳簿を設けず、一二総代人の随意処理に委し顧みざるの実況なるに由る。

〔埼玉県令第四二号県社以下神社神職俸給規則制定の件〕、『埼玉県行政文書 県社以下神社』明二四二一・六八

会計規定を適用するか否かは神社の財産規模に応じて決定されていたことが分かる。しかし、多額の収入財産を抱えながら会計管理が不行き届きな会計規定未指定神社があったため、明治四十四年に適用標準が改正されたのである（なお『榎本文書』の榎本家は北足立郡の社家であり、詳しくは第四章で後述する）。

(130) 府県によつては、地方長官の事務の煩雜回避のために、さらに郡市長へ監督業務を委任していたところもあったようである（『神社に関する法規の改廃に付きて』、『雑誌』第十二冊第一号（大正二年一月）三四頁）。このような処置は神社と行政側の意思疎通を容易なものにしたと思われ、歓迎されたのではなからうか。

(131) 前掲、『神社事務提要』三三二頁。『神社事務提要』第二章「神社に関する改正法規の綱要」では、神社関連諸法規の改正にあつて、改正点やその理由を神社協会が独自に解説している。神社協会が内務省神社局を母体として設立された団体であることを考えれば、これら綱要は内務省の意見を一定程度代弁していると考え

ることができらるだろう。

- (132) 前掲、「神社に関する法規の改廃に付きて」三三二頁。
- (133) 前掲、「神社に関する法規の改廃に付きて」三三二頁。
- (134) 例えば、従来は内務省の認可が必要であった他府県にわたる寄付金募集や境内地の使用は、関係府県知事にその決定が委ねられることになった。
- (135) 大正二年四月二十一日、訓令第九号「官国幣社以下神社神職奉務規則」〔大正年間 法令全書 第二卷ノ六〕原書房、六六頁。
- (136) 前掲、『神社事務提要』三〇頁。
- (137) 前掲、『神社事務提要』三〇～三二頁。
- (138) 大正二年四月二十一日、訓令第十号「神社整善に関する件」〔前掲、『大正年間 法令全書 第二卷ノ六〕六七～六八頁〕。
- (139) 「神道界に於ける著書と読者」〔『会報』第一二五号（明治四十二年三月）七～一二頁〕。
- (140) 井上頼国校閲、磯部武者五郎・相杜吉次著『神職試験問題講義』誠之堂、一九〇七年、凡例。同書の値段は一円二五銭である。誠之堂書店は、このほかにも『神皇正統記講義』や『紀貫之歌集』、『国語漢文模範』、『祝詞全書』など多くの学術書を出版しており、一定以上の知名度・信頼性を有する出版社であったと思われる。
- (141) 磯部武者五郎の経歴は不明であるが、明治三十年前後には東京開成中学校の教員をしていたことが分かっている（明治三十一年に辞任）〔『東京開成中学校校史資料』東京開成中学校、一九三六年、三三三頁〕。磯部には『神職試験問題講義』のほかに『神道興教論』（一九九〇年）や『神社財産法講義・神社祭式行事作法』

講義』（誠之堂、一九〇九年）などの著書もある。

- (142) 相杜吉次は当時内務省神社局属を務めていた（『明治四十年五月一日現在 職員録』（国立公文書館、本館2A・016、職C 38、リールNo 98、コマNo 63））。
- (143) 神典研究会編『簡易 神職速成講義 上巻』一九一六年、緒言。ちなみに同書は上下巻で二円であった。
- (144) 神人社同人編『学階試験問題集』一九二五年。定価九五銭。緒言では「本書は皇典講究所学階受験者の勉学に便ならしめんが為に其の軌範的参考書として刊行せられたるものなり」と述べられている。神人社同人についても、如何なる団体もしくは人物なのかは判明していないが、緒言は宮司で皇典講究所専務理事の桑原芳樹が記している。
- (145) 皇典講究所神職養成部編『講演集 一』一九二二年。将来的には「各学科の講義録をと思へど、準備の都合もあれば、まづ総論的のもの数編を一冊と」したという（はしがき）。